

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県 商工労働部 商工政策課

令和5年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
地域未来投資促進法に基づく支援	成長性の高い新たな分野への取り組みを行う事業者 (課税の特例措置等の支援を受けるためには地域経済牽引事業計画の県の承認及び国の確認が必要)	機械装置、器具備品、土地・建物の投資に係る国税・地方税の課税の特例など					随時	(地域経済牽引事業計画承認申請先) 島根県商工労働部 商工政策課

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県 商工労働部 しまねブランド推進課

令和5年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
しまね中核的食品製造企業育成事業	食品等製造事業者	県産原材料の調達を増大し、販路拡大を推進する事業者の商品開発等の取組 ソフト:商品試作、ECサイトの整備、展示会出展料等 ハード:施設・機械等の整備	上限 10,000 千円 下限 1,000 千円 (対象経費の 1/2 以内)				令和5年 4月25日	しまねブランド推進課食 品産業支援第一係 0852-22-5272
伝統工芸雇用就業資金貸付金	知事が指定する島根県ふるさと伝統工芸品製造者	島根県ふるさと伝統工芸品製造の後継者を雇用した製造者に対する研修教育費	最長3年間、1人当たり月5万円 ・後継者育成計画の認定が条件 ・(一社)島根県物産協会を通じて 一定期間の継続雇用により、償還免除の制度があります。	3年以内 (措置期間2年以内を含む)	無利子		随時	・(一社)島根県物産協会 0852-22-5758 ・島根県 しまねブランド推進課 物産企画係 0852-22-5128
島根県伝統工芸品展示会・見本市出展及び専門家招聘事業費補助金	伝統工芸品製造事業者	・展示会・見本市出展支援(旅費、送料・運搬費、施設使用料、広告費) ・専門家招聘支援事業(専門家謝金、専門家旅費)	・展示会・見本市 上限10万円 (1事業者3回まで) 対象経費の1/2以内 ・専門家招聘 上限10万円				随時	しまねブランド推進課物産企画係 0852-22-5128

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
			(1事業者2回まで) 対象経費の1/2以内					
地域産品販路拡大活動支援事業	県内の複数の事業者の商品を取りまとめて販路開拓・拡大を進める事業者(「地域商社等」)	地域商社等が行う、島根県産品の県外への販路開拓・拡大のための取組に要する経費 ソト:共同での商品開発、県外展示商談会への出展、商談会・産地視察商談の開催、県外小売店等でのフェアの開催 等	上限1,000千円 (対象経費の1/2以内)				令和5年5月中公募開始予定	しまねブランド推進課食品産業支援第一係 0852-22-5272

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県 商工労働部 産業振興課

令和5年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
IT活用サービス創出サポート支援助成金 [リサーチインキュベーション支援]	<ul style="list-style-type: none"> ・県内 IT 事業者 ・県内のサービス事業者(非 IT 事業者) 但し、システム開発を県内の IT 事業者者に委託する場合に限る。 <ul style="list-style-type: none"> ・県内の IT 事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム等 	新たなサービス・製品のアイデアの市場性を検討するため、市場リサーチや顧客になり得る対象へのインキュベーション経費	50万円(対象経費の2分の1)				随時	(公財)しまね産業振興財団 しまねソフトウェア研究開発センター(ITOC) 0852-61-2225
IT活用サービス創出サポート支援助成金 [プロトタイプ検証支援]	<ul style="list-style-type: none"> ・県内 IT 事業者 ・県内のサービス事業者(非 IT 事業者)。 但し、システム開発を県内の IT 事業者者に委託する場合に限る。 <ul style="list-style-type: none"> ・県内の IT 事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム等 	新たに開発したサービス・製品のプロトタイプを利用者に利用してもらい、顧客の反応を検証して得られた結果を基に、当初の事業アイデアの改良・軌道修正経費	100万円 (対象経費の2分の1)				令和5年5月31日まで 予算の状況により再公募あり	(公財)しまね産業振興財団 しまねソフトウェア研究開発センター(ITOC) 0852-61-2225
IT活用サービス創出サポート支援助成金 [サービス・製品開発支援]	<ul style="list-style-type: none"> ・県内 IT 事業者 ・県内のサービス事業者(非 IT 事業者)。 但し、システム開発を県内の IT 事業者者に委託する場合に限る。 <ul style="list-style-type: none"> ・県内の IT 事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム等 	既に新規顧客を獲得している新たなサービス・製品を本格的に市場に投入していくにあたり必要な開発経費	300万円(対象経費の2分の1)				上記と同じ	(公財)しまね産業振興財団 しまねソフトウェア研究開発センター(ITOC) 0852-61-2225

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
試作・技術開発支援 助成金	(1) 県内の IT 事業者 (2) 県内のサービス事業者(非 IT 事業者)。但し、システム開発を県内の IT 事業者へ委託する場合に限る (3) 県内の IT 事業者やサービス事業者で組織されるコンソーシアム等	新たにマーケット創造や顧客開拓に繋がる、IT 関連技術を用いた独創性や新規性に富む試作・技術開発	50 万円(対象経費の 2 分の 1)				随時	(公財)しまね産業振興財団 しまねソフトウェア研究開発センター (ITOC) 0852-61-2225
開発ソフトウェア・サービス販路拡大支援助成金	島根県内に事業所を有し下記を満たすこと (1)県内に開発ソフトウェアの技術開発拠点を有する企業であること (2)開発ソフトウェアを有すること	開発ソフトウェアの中期的な販売計画に基づく販路拡大に資する展示会等への出展、営業活動のための県外出張及びインターネット広告等 ただし、県内で開催される展示会等は助成対象事業から除外	150 万円(対象経費の 2 分の 1)				上記と同じ	(公財)しまね産業振興財団 しまねソフトウェア研究開発センター (ITOC) 0852-61-2225
データ活用型自社サービス創出支援助成金	・県内 IT 事業者 ・県内の IT 事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム等	データ活用による新たなサービス創出を目的に行う要素技術の研究開発、システム開発、現地実証及び販路開拓などに要する経費	500 万円/年(対象経費の 2 分の 1、最大 2 年)				随時 申請前に事前にご相談ください。	(公財)しまね産業振興財団 しまねソフトウェア研究開発センター (ITOC) 0852-61-2225
国際規格認証取得促進助成事業	経営革新計画等に取り組む県内中小企業	ISO シリーズ (9001(品質)、14001(環境)は除く)や Nadcap、FSSC22000、HACCP などの国際規格認証等取得 FSSC22000、HACCP など食品関係はしまねブランド推進課予算。 ISO9001(品質)、ISO14001(環境)は R2 より対象外。	100 万円(対象経費の 2 分の 1)					(公財)しまね産業振興財団経営支援課 0852-60-5115

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
産業廃棄物 3R 技術 開発事業	(1) 県内に事業所を有する事業者(以下「県内事業者」という) (2) 構成員の2分の1以上が県内事業者である法人格を有する団体	(1) 産業廃棄物の発生の抑制、減量化又は再生利用に関する技術の研究開発を行う事業 (2) 産業廃棄物を原材料として利用した製品の研究開発を行う事業 (3) 上記(1)、(2)の事業化に向けた市場調査・可能性試験を行う事業	・研究開発枠 100万円以上で 500万円を限度(対象経費の3分の2以内) ・FS(可能性試験研究)枠 200万円以内(対象経費の3分の2以内)				8月31日(木)まで 申し込みの都度、審査を実施。審査は申込みからおむね1ヶ月以内を想定。	島根県商工労働部 産業振興課 総務 企画係 0852-22-6221
しまねオープンイノベーション推進助成事業(チャレンジ枠)	(1)県内に事業所を有し、製造業を営む、又は営むことを予定している者。(ただし、飲食料品及び工芸品を製造するものを除く。) (2)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定義する中小企業者。ただし、県内の大学及び高等専門学校と連携する場合は、この限りでない。 (3)助成事業の成果をもって、新分野への進出や新技術・商品開発等の事業化を計画し、当該製品等の生産を県内で予定している者。	新たな挑戦による競争力の強化を目的として、市場調査、試作開発又は可能性検証試験を踏まえた新分野への進出や新技術・商品開発等を行う事業	100万円(対象経費の2分の1)				今後募集予定	(公財)しまね産業振興財団新事業支援課 0852-60-5112

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
しまねオープンイノベーション推進助成事業(事業化枠)	<p>(1)県内に事業所を有し、製造業を営む、又は営むことを予定している者。</p> <p>(2)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定義する中小企業者。ただし、県内の大学及び高等専門学校と連携する場合は、この限りでない。</p> <p>(3)助成事業の成果をもって、新分野への進出や新技術・商品開発等の事業化を計画し、当該製品等の生産を県内で予定している者。</p>	売上増加・利益率向上等を目的として、事業化の確度を高めるため国内の大学・高等専門学校・企業・外部専門家と連携して、事業化に向けた研究開発を行う事業	500万円(対象経費の2分の1)				今後募集予定	(公財)しまね産業振興財団新事業支援課 0852-60-5112
しまねオープンイノベーション推進助成事業(高度研究開発枠)	<p>(1)県内に事業所を有し、製造業を営む、又は営むことを予定している者。</p> <p>(2)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定義する中小企業者。ただし、県内の大学及び高等専門学校と連携する場合は、この限りでない。</p> <p>(3)助成事業の成果をもって、新分野への進出や新技術・商品開発等の事業化を計画し、当該製品等の生産を県内で予定している者。</p>	次世代技術開発を目的として、国内の大学・高等専門学校・研究機関・企業等と連携して、事業化に向けた研究開発を行う事業	1,000万円(対象経費の2分の1)				今後募集予定	(公財)しまね産業振興財団新事業支援課 0852-60-5112

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
ものづくりアドバイザー派遣事業	島根県内に本社・支社・工場等の事業拠点を有するものづくり企業	競争力強化の取り組みを行う場合に、専門的な有資格者等を専門家として派遣	1社あたり年間24時間以内(回数は6回が上限)。所定の要件を満たすことで年間48時間以内(回数は計12回が上限)まで実施可能				随時	(公財)しまね産業振興財団経営支援課 0852-60-5115
島根県ヘルステックビジネス事業化補助金	島根県内に事業所を有する次に掲げる事業者等。 ・中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。) ・事業協同組合 ・企業組合 ・一般社団法人、一般財団法人 ・その他知事が認める団体	主に県外の新たな市場開拓を目指す医療・福祉機器等の製品やIT技術等を活用したヘルステックビジネスを実施しようとする事業者に対し、事業化又は可能性検証に係る費用の一部を補助	(1)事業化支援枠 <補助金額500万円以内、補助率2分の1> ヘルステックビジネスのビジネスプランを事業化するための実証を行う事業。 (2)可能性検証枠 <補助金額200万円以内、補助率2分の1> (1)に規定する事業化の前段階の市場調査、医学的検証等を行う事業。				1次募集 令和5年4月28日まで	島根県商工労働部 産業振興課 イノベーション推進係 0852-22-6395

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
<p>新たな日常に対応したものづくり産業販路拡大支援事業</p> <p>(1)ウェブを活用した販路拡大支援助成金</p> <p>(2)営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援助成金</p> <p>(3)商社等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業助成金</p>	<p>(1)ウェブを活用した販路拡大支援助成金 県内に事業所を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定義する中小企業者。ただし、原則として機械金属、樹脂、電気及び電子部品の製造を行っている者。</p> <p>(2)営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援助成金 県内に事業所を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定義する中小企業者。ただし、原則として機械金属、樹脂、電気及び電子部品の製造を行っている者。</p> <p>(3)商社等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業助成金 以下の対象事業を実施する商社等。 複数製造業者が製造する製品の販売促進のために行う展示会出展、情報発信等の事業 複数製造業者への受託加工や請負の受注交渉並びに複数工程の一括受注のコーディネートを行う事業 その他、複数の製造業者の取引獲得に繋がる紹介、斡旋等の事業</p>	<p>(1)県内事業者がウェブや営業支援ツール等を活用し、新規取引先発掘、新製品のPRなどによる企業間取引の拡大を図る事業費</p> <p>(2)県内事業者が営業代行等を行う企業または個人を活用し、県外の新規取引先発掘など企業間取引の拡大を図る事業費</p> <p>(3)左記を実施する際の事業費</p>	<p>1)100万円(対象経費の2分の1)</p> <p>(2)100万円(対象経費の2分の1)</p> <p>(3)300万円(対象経費の2分の1)</p>				<p>1次募集 令和5年5月9日まで</p> <p>募集期間終了後は随時</p>	<p>(公財)しまね産業振興財団販路支援課 0852-60-5114</p>

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
専門展示会出展助成金	(1)県内に事業所を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定義する中小企業者。 (2)機械金属、樹脂、電気および電子部品等の製造を行っている者 島根県の中小製造企業3社以上により構成されるグループで、経営革新計画の承認を受けた事業者については、この限りではありません。	島根県外かつ日本国内で開催される環境、福祉、住環境及び機械金属分野等の展示会出展	30万円 承認企業は90万円(対象経費の2分の1)				随時	(公財)しまね産業振興財団販路支援課 0852-60-5114
ものづくり産業デジタル技術導入助成金	・県内に主たる事業所を有する中小企業者であって、製造業に取り組む企業。ただし、導入型にあっては事業内容が県内他社のモデルとなる事業で、かつ成果公開が可能である者に限る。	導入型生産現場の生産性向上を図るため、IoT・ビッグデータ・AI等を活用したデジタル技術を県内に所在する事業所に導入する事業。実証型IoT・AI等を活用したデジタル技術を導入するにあたり、県内に所在する事業所において、生産性向上効果の実証を試みる事業。	上限額500万円、下限額100万円(ハード事業:対象経費の1/3、ソフト事業:対象経費の1/2) 上限額100万円 下限額10万円(ハード事業:対象経費の1/3、ソフト事業:対象経費の1/2)				導入型:第1回募集 令和5年5月24日まで(採択の状況により追加募集を予定)実証型:随時募集	(公財)しまね産業振興財団経営支援課 0852-60-5115
中小企業デジタル導入加速化補助金	・県内に主たる事業所を有する中小企業者、中小企業等協同組合(農業、林業、漁業のいずれかを営む者、みなし大企業等を除く。)	生産性向上や売上拡大などに向けて、デジタル技術を導入する経費	上限額150万円 下限額15万円(ハード事業:対象経費の1/3、ソフト事業:対象経費の1/2)				・第1回募集 令和5年6月16日まで ・第2回募集 令和5年7月21日まで	島根県中小企業団体中央会連携支援課 0852-21-4809

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
							・第3回募集 令和5年8月25日まで	
デジタル導入実証支援 助成金	次のいずれにも該当する者 ・県内に主たる事業所を有する中小企業者(交付対象事業が製造業に該当する者、農業、林業、漁業のいずれかを営む者、みなし大企業等を除く。) ・事業成果の公開及び取組みを県下に波及させることを目的とした広報活動等に協力ができる者	デジタル技術を活用して新たなサービスの開発や生産性の向上を図りデジタルを実証する取組を支援	上限額 400 万円 下限額 40 万円(ハード事業:対象経費の 1/3、ソフト事業:対象経費の 1/2)				・第1回募集 令和5年5月24日まで (採択の状況により追加募集を予定)	(公財)しまね産業振興財団経営支援課 0852-60-5115
IT人材移住促進補助金	島根県内に事業所を構え、情報サービス業又はインターネット付随サービスを営む企業	UI ターン人材の採用時に入社支度金(引越費用等)を支給された企業に補助金を支給	・単身 UI ターン者 10 万円 ・世帯 UI ターン者 20 万円				令和5年4月1日(土) 令和6年3月31日(日)まで	島根県産業振興課 産業デジタル推進室 0852-22-5620

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
ものづくり産業生産 プロセス変革等支援事 業助成金	県内に主たる事業所を有する中 小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に定める中小企業 者のうち、製造業に取り組む企業 (みなし大企業を除く)	生産プロセス変革型 以下のいずれかに該当する取組である こと ・省人化・自動化により作業者の配置・ 接触による感染リスクを低減させる ・多能工化に向けた人材育成システムの整 備やそれに伴い工程を変更する サプライチェーン再構築型 以下のいずれかに該当する取組である こと ・新型コロナウイルス感染症の影響によるサプ ライチェーンの再構築に対応し、受注を獲得す るための事業であること。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により発生 した新たな需要に対応するため、新製 品・技術の開発や、新市場へ参入するた めの事業であること。	1,000 万円 (対象経費の 2 分 の 1(小規模事業者 3 分の 2))				募集期間 令和 5 年 11 月 24 日まで 1 次締切 令和 5 年 5 月 8 日 2 次締切 令和 5 年 7 月 7 日 3 次締切 令和 5 年 9 月 29 日 4 次締切 令和 5 年 11 月 24 日 予算の状況によっては、早 期に公募を終了する可能 性あり	(公財)しまね産業 振興財団 経営支援課 0852-60-5115

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県 商工労働部 企業立地課

令和5年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
企業立地促進助成金	(1)製造業の増設 ・大企業:増加固定資本額3億円以上、増加雇用従業員数10人以上 ・中小企業:増加固定資本額5,000万円以上、増加雇用従業員数5人以上(地元企業の場合は3人以上) (2)ソフト産業の増設 ・増加雇用従業員数10人以上 (特例措置あり)	・増加固定資本額 ・増加雇用従業員数 (新規学卒者・UIターン者)	(1)製造業の増設 ・投資助成:5 15% ・雇用助成:増加雇用従業員のうち新卒者・UIターン者×100万円(中山間地域等の場合は130万円) (2)ソフト産業の増設 ・投資助成:5 15% ・雇用助成:増加雇用従業員のうち新卒者・UIターン者×100万円(中山間地域等の場合は130万円)				随時 (助成金申請のためには、まず立地計画の認定が必要ですので、増設計画に着手される前に右記までお問い合わせください。)	島根県商工労働部 企業立地課 0852-22-5295

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県 商工労働部 中小企業課

令和5年4月1日時点

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保		申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
一般融資	一般資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人	設備資金 運転資金 借換資金	設備資金 8,000万円 運転資金 5,000万円 借換資金 8,000万円	設備資金 12年以内 (据置1年以内) 運転資金 7年以内(据置6箇月以内) 借換資金 10年以内 (据置1年以内)	年 1.45% (責任共有利率) 年 1.30% (責任共有外利率)	保証人 法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定による	保証料率 責任共有 0.4%以上 1.5%以下 責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
	小規模企業特別資金	小規模企業者(信用保証協会の保証付融資残高と本資金の新規申込額の合計が2,000万円以内となるものに限る)	設備資金 運転資金	2,000万円 (ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高も含む)	10年以内 (据置1年以内)	責任共有外のみ 年 1.20% (責任共有外利率)	保証人 法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は原則不要	保証料率 責任共有外 0.2%以上 1.2%以下		商工会議所 商工会

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保		申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
特別融資	小規模企業育成資金	小規模企業者(従業員20人以下の者。商業、サービス業は5人以下)	設備資金 運転資金	2,000万円 (ただし、小規模企業特別資金の融資残高も含む)	10年以内 (据置1年以内)	年1.35% (責任共有利率) 年1.20% (責任共有外利率)	保証人 法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は原則不要 (ただし、信用保証協会における既融資残高との合計が3,000万円を超える場合は、取扱金融機関又は保証協会の決定による)	保証料率 責任共有 0.2%以上 1.05%以下 責任共有外 0.2%以上 1.2%以下		商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
	創業者支援資金	次の対象者のいずれかに該当し、創業のために資金を必要とするもの (1)新たに事業を開始する計画を有する個人 (2)新たに中小企業者である会社を設立し事業を開始する計画を有する個人若しくは中小企業者である会社 (3)事業実績が少ない等の理由により実質的に創業者に準ずるものとみなされる中小企	設備資金 運転資金	設備資金 5,000万円 運転資金 3,000万円 ただし、融資対象者が事業を営んでいない個人	設備資金 12年以内 (据置2年以内) 運転資金 10年以内 (据置2年以内)	年1.25% (責任共有利率) 年1.10% (責任共有外利率)	保証人 法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定による	保証料率 責任共有 0.2%以上 1.3%以下 責任共有外 0.2%以上 1.5%以下		

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保		申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
		業者、組合又は中小特定非営利活動法人		については、設備資金と運転資金との合計額として創業関連保証の保証限度額とする						
特別融資	新事業展開強化資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次に掲げるいずれかの事業を行うため資金を必要とするもの(1)特別の法律等に基づき承認、認定等を受けて実施する事業(2)県の中長期的な施策に関連する事業で研究開発支援に関連する事業のうち別に定める要件に該当するもの(3)技術又は事業の新規性が認められる事業(4)収益体質の強化となる計画を策定し、商工会議所等の確認を受けており、かつ商工会議所等の指導機関の指導を継続して受けて実施する事業(5)その他知事が特に認めた事業	設備資金 運転資金	8,000万円 5,000万円	設備資金 12年以内 (据置1年以内) 運転資金 10年以内 (据置1年以内)	年 1.35%(責任共有利率) 年 1.20%(責任共有外利率)	保証人法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要担保は取扱金融機関又は保証協会の決定による	保証料率責任共有 0.4%以上 1.5%以下 責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	令和6年 3月31日 保証承諾分まで	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保		申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
経営改善長期借換資金	経営改善に取り組むために既往借入金の借換資金を必要とする中小企業者、組合又は中小特定非営利法人	運転資金	2億8,000万円	15年以内 (据置1年以内)	年1.55% (責任共有利率) 年1.40% (責任共有外利率)	保証人 法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定による	保証料率 責任共有 0.4%以上 1.5%以下 責任共有外 0.4%以上 1.7%以下			
収益力改善伴走支援型特別資金	次の要件のいずれかに該当し、作成した経営行動計画に従って金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人(1)中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。)第2条第5項の規定による認定(同項第4号に該当する者に限る。)を受けていること。(2)保険法第2条第5項の規定による認定(同項第5号に該当する者に限る。)を受けていること。(3)売上高又は利益率が前年に比	設備資金 運転資金	1億円	10年以内 (据置5年以内)	年1.40%(責任共有利率) 年1.25%(責任共有外利率)	保証人法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要担保は取扱金融機関又は保証協会の決定による	保証料率国補助後、融資対象者の欄(1)及び(2)に該当する者に対しては一律0.2%、同欄(3)に該当する者に対しては0.2%以上1.15%以下ただし条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外となり、同欄(1)及び(2)に該当する者に対しては一律0.85%、同欄(3)に該当する者に対しては0.45%以上2.2%以下	令和6年 3月31日 保証申込みまで		

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保		申込期日	申込方法及び場所(窓口官公庁)
特別融資		べ5パーセント以上減少していること。								
	経営改善補助資金	産業競争力強化法第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者又は組合	設備資金 運転資金(経済改善・再生計画の実施に必要なものに限り)	2億8,000万円	15年以内(据置5年以内)	年1.65%(責任共有率)年1.50%(責任共有外利率)	保証人法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要担保は取扱金融機関又は保証協会の決定による	保証料率国補助後、一律0.2%ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外となり、責任共有0.8%、責任共有外1.0%	令和6年3月31日 保証申込分まで	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
特別融資には、この他、再生支援資金があります。										
緊急融資	セーフティネット資金(一般枠)	取引先企業の倒産や事業活動の制限等により経営の安定に支障を来している中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人 保険法第2条第5項各号又は第6項のいずれかに該当し、経営の安定に支障が生じている中小企業者又は組合	運転資金	8,000万円	8年以内(据置1年以内)	年1.35%(責任共有利率) 年1.20%(責任共有外利率)	保証人 法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定による	保証料率 責任共有0.4%以上 1.5%以下 責任共有外0.4%以上 1.7%以下	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
	セーフティネット資金(新型コロナウイルス感染症対応枠)	次の要件のいずれかに該当する中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人 (1)保険法第2条第5項第4号の規定による認定(新型コロナ)	設備資金 運転資金	8,000万円	12年以内(据置3年以内)	年1.25%(責任共有利率) 年1.10%	保証人 法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要	保証料率 県及び保証協会補助後、責任共有0.3%、責任共有外0.4% ただし、条件変更に伴い追	令和6年3月31日 保証申込分まで	

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保		申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
	地域商業整備枠	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、地域の買い物の場の整備に取り組むもの			転資金 7年以内(据置 1年以内)					
	海外展開枠	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、事業の海外展開を検討・実施するもの								
	環境対応枠	企業又は組合であって、環境保全のため施設・整備の設置、改善等を行うもの								
中小企業高度化資金	集団化資金	協同組合、協同組合連合会、これらの組合員もしくは構成員(以下「組合員等」という。)である特定中小企業者、企業組合、協業組合	土地、建物、構築物、設備	貸付対象施設の整備に要する額の80%(小規模事業者が占有する部分については90%)	20年以内(据置3年以内)	年0.6%(中小企業の振興に係わる関係法律の認定等を受けて実施する事業等については無利子)	原則として経営者以外の第三者の連帯保証人を求めない。 貸付対象物件には、島根県を第1順位とする抵当権を設定していただきますが、担保力が不足する場合は、個人資産等他の適当な不動産を担保として提供していただきます。		原則として、貸付を受けようとする年度の 前々年度 1月末日までに貸付予備申請書を提出	次の書類を作成し、中小企業団体中央会へ提出 ア. 中小企業高度化資金貸付予備申請書 イ. 高度化事業に係わる診断申込書
	施設集約化資金	協同組合、協同小組合、協同組合連合会、協業組合、中小企業者が合併もしくは出資して設立する会社								
	共同施設資金	協同組合、協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店								

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所(窓口官公庁)
		街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、企業組合、協業組合							
	設備リ-ス資金	協同組合、協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	設備						
<p>中小企業高度化資金には、この他商店街支援等整備資金、企業合同資金、集積区域整備資金等があります。また、事業用施設に使用されている石綿(アスベスト)による健康被害等の防止を図るもの(アスベストの除去、封じ込め等で資産計上するもの)についても貸付対象となります。(貸付割合:貸付対象事業費の90%以内、貸付利子:無利子)</p>									
中小企業育成振興資金	事業所新設等資金	<p>県内で1年以上同一業種を営む中小企業者で、事業所の新設等を行う者</p> <p>・投下固定資本5,000万円以上 (リ-ス産業等3,000万円以上)</p> <p>・新規雇用3人以上 (操業後1年以内)</p>	設備資金 (土地・建物・設備)	2億円 投下固定資本の3分の2	15年以内 (据置2年以内)	<p>年0.95% (責任共有利率)</p> <p>年0.80% (責任共有外利率)</p>	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる	随時	<p>商工会議所</p> <p>商工会</p> <p>中小企業団体中央会</p> <p>商工会連合会</p> <p>しまね産業振興財団</p>
	成長企業応援資金	県内で1年以上同一業種を営む中小企業者で、成長を図ろうとするもの(新たな市場等での事業展開などであって、	設備資金 (土地・建物・設備) 運転資金	設備資金2億円 8,000万円	設備資金 15年以内 (据置2年以内)	<p>年0.95% (責任共有利率)</p> <p>年0.80%</p>			

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
		先進性又は革新性が高いと認められること等が必要)			運転資金 7年以内(据置 2年以内)	(責任共有外利率)			
経営資産承継資金	県内において事業を営む会社又は個人の事業用資産を取得する中小企業者(原則として、従業員の 1/2 以上の再雇用が必要)	設備資金 (土地・建物・設備) 運転資金	設備資金 2億円 運転資金 8,000 万円	設備資金 15年以内(据置 2年以内) 運転資金 10年以内(据置 2年以内)	年 0.95% (責任共有利率) 年 0.80% (責任共有外利率)				

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県 商工労働部 雇用政策課

令和5年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
専門人材確保推進事業費補助金	県内に事業所を有する中小企業事業主	県外の専門人材を雇用するために有料職業紹介事業者に支払った人材紹介手数料(成功報酬部分)	130万円(対象経費の1/2)				令和5年2月15日まで(詳細はホームページにて)	公益財団法人しまね産業振興財団 (島根県庁7階) 人材戦略拠点 TEL:0852-60-5104
専門人材(副業・兼業)確保推進事業費補助金	県内に事業所を有する中小企業事業主	県外の専門人材を副業・兼業の形態で活用するために有料職業紹介事業者に支払った人材紹介手数料3ヶ月分【新規】	12万円					
		県外の専門人材を副業・兼業の形態で活用するために支払った、当該人材の県内就業地までの移動に要する経費(宿泊費・交通費)但し1回の往復移動に係る交通費の実費負担が1万円未満の場合は対象外。	20万円(対象経費の1/2)					
いきいき職場づくり支援補助金	県内に事業所を有する中小企業事業主 (「しまねいきいき職場宣言」宣言企業を対象とする)	人づくり支援補助金 人材育成計画(キャリアマップ)に基づいて計画的に実施する研修や外部人材によるOJTの実施に要する経費	80万円(、の合計) 対象経費の1/2 対象経費の1/2 但し 設備・機器等導入費については1/3				令和5年1月31日まで (詳細はホームページにて)	一般社団法人島根県経営者協会 TEL:0852-61-8355
		就労環境改善支援補助金 労働能率の向上や業務負担の軽減、職場のコミュニケーション促進等に資						

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
		する事業を実施する際に要する経費						
ものづくり人材長期派遣研修支援補助金	中小企業事業主 (製造業)	社員を県内外の企業、大学、職業訓練機関等に派遣(3月以上)して行う人材育成に要する経費の支援	200万円/年/社 (対象経費の1/2)、 上限2年				随時	島根県商工労働部 雇用政策課 (産業人材育成係) TEL:0852-22-6556
ものづくり企業人材育成支援補助金	中小企業事業主 (製造業)	定年退職や再雇用期間が満了した熟練技能者等を若手社員の指導者として短期受入する経費の支援	60万円/年/社 (対象経費の2/3)				随時	島根県商工労働部 雇用政策課 (産業人材育成係) TEL:0852-22-6556
採用ﾌﾟﾗﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ 支援補助金	県内に事業所を有する一定の条件を満たす県内中小企業主等	女子学生へのﾌﾟﾛ-ﾈﾙを意識した「採用ﾌﾟﾗﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ」に取り組む経費(ｺﾝｶﾙﾄ外経費、HP改修等の経費、環境整備費 など)	300万円(対象経費の1/2)				一次募集は令和4年5月16日まで(二次募集以降についてはホームページ等で公表)	島根県商工労働部 雇用政策課 (若年者就職促進室) TEL:0852-22-5365

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県 農林水産部 農林水産総務課（農業関係）

令和5年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付金利 利息	保証及び担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
農業近代化 資金	一定の要件を満た す農業参入法人等	設備資金等	2億円(法人の場合)	7・15年以内 (内据置期間2・7年) 資金用途等により異なる	年1.0% (R5.4月1日現在)	取扱金融機関による 認定農業者(法人)は、 7,200万円まで無担保、無保 証人による保証制度あり。 ただし、限度額内でも法人 の役員等の同一経営内の方 は保証人として求められる ことがあり、3,600万円を超 える場合は、原則として融 資対象物件を担保として求 められる。	随時	取扱金融機関

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付金利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
令和5年度 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等対策資金	新型コロナウイルス感染症やコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった農業者	農業経営の維持に必要な運転資金	<p>【新型コロナウイルス感染症、原油価格・物価高騰等のいずれか一方の影響を受けている場合】 年間経営費の12/12 又は粗収益の12/12 のいずれか低い額</p> <p>【双方の影響を受けている場合】 年間経営費の18/12 又は粗収益の18/12 のいずれか低い額</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症、原油価格・物価高騰等の農業経営への年間の影響額又は影響見込み額を対象とする。</p>	15年以内 (内据置期間3年以内)	年0.1% J Aしまねの支援により融資実行後5年間は無利子	<p>島根県農業信用基金協会による債務保証(原則無担保・無保証人)</p> <p>信用保証料:年0.15% 債務保証の限度額:5,000万円</p> <p>日本政策金融公庫の農業関係の資金を借り入れている場合は、県の保証料補給により全期間実質無償化</p>	令和6年3月31日融資実行分まで	J Aしまね各支店

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県 農林水産部 農林水産総務課（林業関係）

令和5年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限		貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
林業・木材産業改善資金	林業従事者、木材産業を営む者、これらの組織する団体等	設備資金	林業分野 ・個人:1,500万円 ・会社:3,000万円 ・会社以外の団体:5,000万円 木材産業分野 1億円	10年以内 (据置3年以内)		無利子	保証人13人 担保 必要 信用保証 不要	随時	島根県 隠岐支庁農林水産局 東部農林水産振興センター 西部農林水産振興センター の林業関係金融担当課
木材産業等高度化推進資金	森林所有者、森林組合、素材生産業を営む者、木材製造業を営む者、市場開設者等で合理化計画等の認定者	運転資金	合理化計画認定による貸付 1億(特認2・4・5億円)、3億円 林業経営改善計画認定による貸付 5千万円(特認1億5千万円) 借入資金の種類により、合理化計画又は林業経営改善計画の認定を受ける。	短期貸付	1年以内	1.30 1.60% (機関保証の場合 0.90 1.20%)	県指定金融機関の定めるところによる	随時 貸付を受けようとする年度の前年度以前に、知事による合理化計画又は林業経営改善計画の認定が必要です。そして前年度の1月までに県へ需要見込額の報告をし、その後、県指定金融機関へ借入手続きを行います。	県指定金融機関 (農林中央金庫、商工組合中央金庫、山陰合同銀行、島根中央信用金庫) 事前に下記相談先へお問い合わせください。 島根県 隠岐支庁農林水産局 東部農林水産振興センター 西部農林水産振興センター の林業関係金融担当課
				長期貸付	5年以内 (据置1年以内)	1.00 1.30% (機関保証の場合 0.60 0.90%)			

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
林業就業促進資金	新たに林業に就業しようとする	研修資金	4・5・9・12・15万円/月	就業予定者の場合:20年以内(据置4年以内) 認定事業体の場合:13年以内(据置4年以内) 規定に基づき償還免除制度有り	無利子	島根県林業公社の定めるところによる	随時	公益社団法人島根県林業公社 (林業労働力確保支援センター)
	林業後継者又は就業予定者、知事の認定を受けている事業主	準備資金	120・150万円/人					

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県 農林水産部 農林水産総務課（水産関係）

令和5年4月1日時点

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
沿岸漁業経営発展支援資金	1 操船作業省力化機器等設置資金	沿岸漁業従事等	自動操だ装置の設置費用	取得等に要する経費とし、一漁業者につき合計で5,000万円	7年以内 (据置期間 1年以内)	無利息			お問い合わせ先 島根県農林水産部 沿岸漁業振興課 0852-22-5314 漁業協同組合 JF しまね信用部 0852-21-0002
			遠隔操縦装置の設置費用						
			サイト・スラスターの設置費用						
			レーダーの設置費用						
			自動航跡記録装置の設置費用						
			GPS受信機の設置費用						
	2 漁ろう・出荷作業省力化機器等設置資金	自動釣機の設置費用	7年以内 (据置期間 1年以内)	無利息					
		ラインホラー等の揚縄機の設置費用							
		ネットホラー等の揚網機の設置費用							
		巻取りワイヤの設置費用							
		放電式集魚灯の設置費用							
		漁業用クレーンの設置費用							
		漁獲物等処理装置の設置費用							
		海水冷却装置の設置費用							
海水殺菌装置の設置費用									
漁業用リフトの設置費用									
魚群探知機の設置費用									
潮流計の設置費用									

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金) 用途	貸付(助成金) 限度	償還期限	貸付利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	3 補機関 等駆動機 器等設置 資金		ドローンの購入費用		7年以内 (据置期間 1年以内)	無利息			
			補機関(動力取出し装置付き推進機関を含む。)の設置費用						
			油圧装置の設置費用						
	4 燃料油 消費節減 機器等設 置資金		漁船用環境高度対応機関の設置費用		7年以内 (据置期間 1年以内)	無利息			
			定速装置の設置費用						
			LED集魚灯設備の設置資金						
	5 新養殖 技術導入 資金		養殖施設の設置費用		4年以内 (据置期間 2年以内)	無利息			
			種苗の購入費用又は生産費用						
			飼餌料の購入費用						
	6 資源管 理型漁業 推進資金		ア 資源管理措置を行うのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等		10年以内 (据置期間 3年以内)	無利息			
			イ アの資源管理措置に併せて、低利用、未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等						
			ウ アの資源管理措置に併せて、漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上						

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	7 環境対応型養殖業推進資金		活魚装置、畜養施設等又は加工のための施設		10年以内 (据置期間 3年以内)	無利息			
			ア 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのために必要な造粒機、自動給餌機、飼餌料倉庫等の購入費用又は設置費用						
			イ 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うために必要な高耐波性いけす、金網いけす・自動網いけす洗浄機・附着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用						
			ウ ア又はイに関連して必要な飼餌料成分分析器、水質・底質測定器、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、餌料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質モニター、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用						
	8 乗組員安全機器		転落防止用手すりの設置費用	取得等に要する経費とし、一漁業者につき合計で5,000万円	5年以内 (据置期間 1年以内)	無利息			
安全加圧装置の設置費用									

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金) 用途	貸付(助成金) 限度	償還期限	貸付利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	等設置資金		揚網機安全装置の設置費用						
	9 救命消防設備購入資金		救命胴衣の購入費用		2年以内	無利息			
			消火器の購入費用		5年以内				
			イパブの購入費用						
			レーダートランスポンダの購入費用						
			小型漁船緊急連絡装置の購入費用						
	10 漁船転覆防止機器等設置資金		漁獲物の横移動防止装置の設置費用		5年以内 (据置期間 1年以内)	無利息			
			甲板下の魚そうの設置費用						
	11 漁船衝突防止機器等購入等資金		レーダ-反射器の購入又は設置費用		5年以内	無利息			
			無線電話の設置費用						
	12 漁具損壊防止機器等購入資金		漁具の標識(標識灯、レーダ-反射器付きブイ)の購入費用		5年以内	無利息			
	13 特認資金				5年以内 (据置期間 1年以内)	無利息			

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度		償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
沿岸 自営漁業 開始資金			漁船	取得等に要する経費とし、一漁業者 につき合計で5,000万円		10年以内 (据置期間 3年以内)	無利息			
			漁具							
			漁業用機器							
			施設(土地を除く)							
			種苗							
			飼餌料							
漁業近代化資金	一号資金(漁船)	総トン数 20 トン未満の 漁船	漁船・建造、取得・改造……推 進機関、補機関、フワ装置、発電 機、無線機、魚群探知機、方向探知 機、ソナー、レーダー、ジャイロコンパス、気象 図模写受信装置、造水装置、油圧 装置等(注) 特別の理由がある 場合において、農林水産大臣が漁 業の種類を指定してその漁業に 従事する漁船につき130トンを超 える総トン数を定めたときは、その 総トン数である。	20トン以上漁 船資金借受者 …3億6千万 円 水産養殖業 者(法人又は 団体)…3億6 千万円	12億円 知事が承認し た場合はその承 認額 融資率…事業 費の80%知事が承 認した場合は、そ の融資料	20年以内 (船体以外 10年以 内)(据置期 間3年以 内)	1.0%			お問い合わせ先島 根県農林水産部沿 岸漁業振興課 0852-22-5314 漁業 協同組合 JF しま ね信用部 0852-21- 0002
		総トン数 20トン以上 130トン未満 の漁船					1.0%			

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金) 用途	貸付(助成金) 限度	償還期限	貸付利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
2号資金 (漁船漁具・保管修理 施設等)		漁船漁具保管修理施設 漁業 用資材保管施設 漁船用油水分 給施設 養殖池 蓄養池 水 産種苗生産施設 養殖用作業舎 水産物処理施設 水産物保蔵 施設 水産物加工施設 製氷 冷凍施設 水産物等運搬施設 水産物販売施設 漁業用通信 施設(建物・構築物に必要な付帯 施設(電気、用排水、上下水道等) 及び必要最小限の敷地取得費を 事業費に含めることができる。6 号及び7号も同様。)	2以上の複 合経営...3億 6千万円 上記以外の 生産組合、漁 業法人、水産 加工業者、個 人のうち20ト ン未満漁船資 金 借受者、水 産養殖業者 (個人)等...9 千万円	15年以内 (漁協等20 年以内) (据置期間 3年以内)	1.0%			
3号資金 (漁場改良造成用機 具等)		漁場改良造成用機 具 漁船用 油水分給用機 具 水産種苗生 産用機 具 養殖用えさ調製供給用 機 具 養殖用肥料薬剤施用機 具 養殖水産物収穫用機 具 水産 物等運搬用機 具 生産・経営管 理情報処理用機 具	上記以外の 個人...1千8 百万円 知事が承認	7年以内 (漁協等10 年以内) (据置期間 2年以内)	1.0%			
4号資金(漁具等)		漁具 養殖いかだ はえな わ式養殖施設 仕切網養殖施設 ひび建養殖施設 浮流し式の り養殖施設 小割り式養殖施設	した場合はそ の承認額 融 資率...事業費 の80%知事が 承認した場合	5年以内 (大型定置 網10年以 内)(据置期 間2年以 内)	1.0%			

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
5号資金 (水産動植物の種苗の 購入又は育成)			<p>養殖用種苗の購入・育成資金 1年以上の期間育成するあかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、うに、かき、かさご、くるまえび、こい、こんぶ、さけ、さば、真珠貝、すぎ、すずき、すっぽん、たい、テレア、とうごろういわし、とこぶし、どじょう、にべ、はた、はまぐり、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや、めばる及びわたりがに</p> <p>放流用種苗の購入・育成資金 生育期間が1年以上のあかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえび、さけ、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい又はわたりがに</p>	は、その融資率	5年以内 (据置期間 2年以内、 農林水産大臣が指定するものにあつては3年以内)	1.0%			
6号資金 (漁村環境整備施設)			<p>漁村情報処理・通信施設(有線放送施設及び有線放送電話施設を含む) 漁船船員臨時宿泊施設 漁業者研修施設 集会施設 託児施設 診療施設 水道施設 ガス供給施設 下水道施設 地域休養施設 漁村広</p>		20年以内 (据置期間 3年以内)	1.0%			

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金) 用途	貸付(助成金) 限度		償還期限	貸付利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
			場施設 漁村多目的施設 生活安全保護施設 連絡道 廃棄物処理施設							
7号資金 (農林水産大臣特認)			16号以外で農林水産大臣が指定する資金 漁場改良造成施設 漁協等が共同利用に供する船舶 水産物処理加工公害防止施設 海浜等環境活用施設 漁村給排水施設 漁家住宅資金 初度的経営資金 密漁監視施設 水産業労働力確保施設			・12年以内 、漁協等15年以内(据置期間2年 、漁協等3年以内) ・15年以内 (漁村給排水施設、漁家住宅等、据置期間3年以内) ・5年以内 (初度的経営資金、据置期間2年以内)	1.0%			

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
漁業経営維持安定資金	ア 漁家経営 整理対象債務を有し、本資金の融資を受けることにより経営の再建が可能であると認められる者	固定化債務の整理	固定化債務の整理	(1)漁船漁業を主として営む者:使用 する漁船の合計総トナ数により 40 百万円 400 百万円(2)養殖業を主 として営む者:40 百万円(3)定置漁 業を主として営む者:大型定置 80 百万円、小型定置 40 百万円	10 年以内 (特認 15 年 以内)(据置 期間 3 年以 内) 償還 方法:元金 均等半年賦	1.0%			お問い合わせ先島 根県農林水産部沿 岸漁業振興課 0852-22-5314 漁業 協同組合 JF しま ね信用部 0852-21- 0002
	イ 企業経営 以下のいずれかに該当する者 (ア)直近の事業年度を含め原則として3ヶ年 (特認 2ヶ年)の漁業収支に通算して損失が生じている者。 (イ)直近の事業年度の末日現在において以下の条件を満たす者 自己資本不足比率={固定資産額-(固定負債額 +自己資本額)}/固定資産額 0.1								
漁業振興資金	漁業活性化資金	組合及び漁業者	資材、漁具の購入等漁業生産活動 に必要な資金	2 千万円	1 年以内 償還方法 ...融資機関 の定める ところによ る	1.6%			お問い合わせ先 島根県農林水産部 沿岸漁業振興課 0852-22-5314 漁業協同組合 JF しまね信用部 0852-21-0002
	基幹漁業経営安定化資金	まき網漁業又は沖合底びき網漁 業を営む漁業者	資材、漁具の購入等漁業生産活動 に必要な資金	1 億円	1 年以内 償還方法 ...融資機関 の定める ところによ る	1.2%			

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	新規漁業着業支援運転資金	<p>漁業を営み又は営もうとする者で、新たに漁船の建造(購入)を行うもののうち、次に掲げる要件を満たすもの(特認あり)</p> <p>A 20歳以上50歳未満の個人</p> <p>I 団体で、構成員の1/3以上が20歳以上50歳未満の個人であるもの</p> <p>II 漁業生産組合で、常勤役員及び当該漁業生産組合の営む事業に常時従事する者の1/3以上が50歳未満であるもの</p> <p>III 法人で、常勤役員及びその常時使用する従事者の1/3以上が50歳未満であるもの</p>	資材、漁具の購入等漁業生産活動に必要な資金	2千万円	5年以内 (措置期間 1年以内) 償還方法...元金均等半年賦	1.45%			
	長期漁船建造資金(20年資金)	<p>常時2名以上が乗船して操業するために9ト以上の船舶を建造する漁業者であって、以下の条件を満たす者</p> <p>漁船の建造に要する経費の額 + {(使用する漁船の合計総トン数(運搬船は19トンが上限)) - (漁船建造の対象となる漁船のトン数)} × 8百万円 > 直近3年間(3事業年度)における水揚金額の平均 × 2</p>	漁船の建造に要する経費	4億円	20年以内 (措置期間 5年以内) 償還方法...元金均等半年賦	1.1%			

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
災害・ 経済変動等 対応資金	漁業者		その都度知事が定める						

< 漁業振興資金に関する Q & A >

(Q 1) 漁業活性化資金、基幹漁業経営安定化資金及び新規漁業着業支援運転資金の資金使途は具体的には何ですか？

(A 1) 運転資金ですので、資金目的が耐用年数 1 年以上の有形固定資産の購入、改良、改築等のため以外のもので、操業に必要な経費の支払いのためであれば何にでも使えます。
ただし、一般の生活資金としての利用は認められません。

(Q 2) 漁業近代化資金は融資率が 8 0 % となっていますが、長期漁船建造資金は融資率はいくらでしょうか？

(A 2) 融資率は 1 0 0 % です。ただし、基金協会の保証を受ける場合は、事業費の 8 0 % しか保証を受けられませんので注意してください。

(Q 3) 長期漁船建造資金は、漁業近代化資金とどのように使い分ければよいのですか？

(A 3) まずは原則として漁業近代化資金を利用することを検討してください。しかしながら、漁業経営や地域経済の振興上、特に必要があると認められ、融資を受けようとする漁業者も事業継続に対する意欲があると認められる場合にのみ本資金を活用してください。

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県 土木部 土木総務課

令和5年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
しまねの建設担い手確保育成補助金(人材確保対策事業)	県内に主たる営業所のある建設業者、測量業者及び建設コンサルト業者	高齢者・障がい者・外国人雇用の際に建設業者等が行う調査・研修会・相談会の実施等	20万円以内(対象経費の1/2以内)					お問い合わせ先 土木総務課建設産業対策室 詳細は以下 URL https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/tasaku/miryoku/naite-hojokin.html
しまねの建設担い手確保育成補助金(ICT等建設産業生産性向上事業)	県内に主たる営業所のある建設業者、測量業者及び建設コンサルト業者	建設現場における生産性の向上に資する機器等の導入	100万円以内(ICT建設用機械は500万円以内)(対象経費の1/3以内)					

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根労働局 雇用環境・均等室

令和5年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
<p>各種助成金・奨励金等の制度については、厚生労働省のホームページ（下記 URL）にてご確認ください。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/joseikin_shoureikin/</p>								

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県商工会議所連合会

令和5年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
キャッシュ資金 (小規模事業者経営改善資金)	小規模事業者	運転資金 設備資金	2,000万円	運転: 7年以内 (据置1年以内) 設備: 10年以内 (据置2年以内)	1.08% (令和5年4月3日 時点)	不要	随時	各商工会議所・商 工会
キャッシュ資金 (小規模事業者経営改善資金) 「新型コロナウイルス対策キャッシュ」	小規模事業者	運転資金 設備資金	別枠 1,000万円	運転: 20年以内 (据置5年以内) 設備: 20年以内 (据置5年以内)	当初3年間 1.08%- 0.9%=0.18% 4年目以降 1.08% (令和5年4月3日 時点)	不要	随時	各商工会議所・商 工会
出産後職場復帰奨励金	中小・小規模事 業者		新制度 10 20万円/人 旧制度 10 40万円/人					各商工会議所・商 工会
子育てしやすい職場づくり奨 励金	中小・小規模事 業者		1 制度導入 10万円 上限 20万円					各商工会議所・商 工会
島根県事業承継新事業活動等 支援補助金	中小・小規模事 業者		100万円 法承認等がある場合は 200万円					各商工会議所・商 工会
小規模事業者持続化補助金	小規模事業者		通常枠 50万円 賃金引上げ枠・卒業枠・後継者支援枠・ 創業枠 200万円 イノベーション特例+50万円					補助金事務局 (電子申請、郵送申 請)
事業再構築補助金	中小・小規模事 業者、中堅企業		下限 100万円 枠、補助上限、補助率は公募要領参照					補助金事務局 (電子申請)

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県商工会連合会

令和5年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
わくわく島根 起業支援事業 費補助金	<p>(1)本事業の当該年度第1回公募開始日以降、交付決定を受けた事業の事業期間完了日まで、島根県内において個人事業の開業届又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。または、Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業を経て新たに事業を実施する者であること。</p> <p>(2)島根県内に居住している又は交付決定を受けた事業の補助事業期間完了日までに島根県内に居住すること。</p> <p>(3)島根県税の滞納がないこと。</p> <p>(4)自己資金を用意すること。</p> <p>(5)法令順守上の問題を抱えていない者であること。</p> <p>(6)申請を行う者又は設立される法人の役員が反社会的勢力との関係を有しない者であること。</p>	<p>本事業を実施するために必要な次表に掲げる経費であって、次の から の条件をすべて満たすもの</p> <p>使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費</p> <p>補助事業期間内の契約・発注により発生した経費</p> <p>証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費</p> <p>補助対象期間内に支払が完了した経費</p>	<p>[補助額] 上限 2,000 千円</p> <p>[補助率] 補助対象経費の 1/2 以内(千円未満切捨て)</p>				<p>令和5年 4月17日(月)</p> <p>令和5年 5月26日(金)17時</p>	<p>島根県商工会 連合会</p>

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業	<p>補助事業を実施する対象者は、次の各号の要件をすべて満たす中小企業者等</p> <p>(1)飲食・商業・サービス業を現に営む事業者であること</p> <p>(2)原油価格、原材料等物価高騰の影響を受けていること</p> <p>(3)令和4年度 飲食・商業・サービス業 新事業展開支援事業(第1回 第4回、原油価格・物価高騰対策事業 第1回)の補助金を活用していないこと。</p> <p>(4)みなし大企業でないこと</p> <p>(5)島根県税の滞納がないこと</p> <p>(6)応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会勢力との関係を有しないものであること</p>	・設備導入費・設備に関連する備品費・施設改修費	<p>補助対象経費の1/2以内(新型コロナウイルス感染症関連融資を利用している場合は2/3以内)</p> <p>[補助上限額] 2,000 千円</p> <p>[補助下限額] 400 千円</p>				<p>令和5年</p> <p>4月28日(金)</p> <p>8月31日(木)</p> <p>1次締切</p> <p>6月30日(金)</p> <p>2次締切</p> <p>8月31日(木)</p>	所属・最寄りの支援機関
飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業	<p>補助事業を実施する対象者は、次の各号の要件をすべて満たす中小企業者等とする。</p> <p>(1)飲食・商業・サービス業等を現に営む事業者であること</p> <p>(2)エネルギー価格高騰の影響を受けていること。</p> <p>(3)飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業の補助金を活用していないこと。</p> <p>(4)みなし大企業でないこと</p> <p>(5)島根県税の滞納がないこと</p> <p>(6)応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会勢力との関係を有しないものであること</p>	省エネルギー・省電力に資する設備更新費、機器導入費	<p>補助対象経費の1/2以内(新型コロナウイルス感染症関連融資を利用している場合は2/3以内)</p> <p>[補助上限額] 2,000 千円</p> <p>[補助下限額] 200 千円</p>				<p>令和5年</p> <p>1月31日(火)</p> <p>9月30日(土)</p> <p>1次締切終了</p> <p>2次締切</p> <p>5月31日(水)</p> <p>3次締切</p> <p>7月31日(月)</p> <p>4次締切</p> <p>9月30日(土)</p>	所属・最寄りの支援機関

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・しまね産業振興財団

令和5年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業(原油価格・物価高騰対策分)助成金	島根県内に主たる事業所を有する、中小企業のうち製造業者(みなし大企業を除く)	<p>新型コトに加えて、原油価格・物価高騰の影響を受けている製造業者の生産プロセスの変革やサプライチェーンの再構築への対応による収益確保のために必要な設備投資に対して支援いたします。</p> <p>申請には、下記のいずれかの事業区分を選択し、それぞれの交付要綱に定める要件を満たす事業計画を策定する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産プロセス変革型 ・サプライチェーン再構築型 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業 1/2 以内 ・小規模事業者 2/3 以内 <p>助成限度額 下限 500 千円 上限 10,000 千円</p>				R5.11.24	経営支援課 0852-60-5115
国際規格認証取得促進助成金	島根県内に事業所を有する経営革新計画に取り組む製造業及び情報サービス業である中小企業	<p>情報リテラシーに対応する ISO27001 や、産業別に特化した要求事項に対応する JISQ9100、IATF16949、カーボンフットプリント検証に係る ISO14067、食品安全管理に係る FSSC22000 などの国際規格認証取得を行う事業(審査費用やコンサル費用などを助成)</p>	<p>1/2 以内(助成限度額:100 万円) ものづくり企業連携支援事業の企業グループは 200 万円</p> <p>HACCP 認証規格の取得促進助成金については、1 件当たり 30 万円以内</p>				随時	経営支援課 0852-60-5115
ものづくり産業デジタル技術導入助成金	・県内に主たる事業所を有する中小企業者であって、製造業に取り組む企業。ただし、導入型にあっては事業内容が県内他社のモデルとなる事業で、	導入型生産現場の生産性向上を図るため、IoT・ビッグデータ・AI 等を活用したデジタル技術を県内に所在する事業所に導入する事業。	<p>上限額 500 万円、下限額 100 万円(ハード事業:対象経費の 1/3、ソフト事業:対象経費の 1/2)</p>				導入型:第 1 回募集 令和 5 年 5 月 24 日まで(採択の状況によ	営支援課 0852-60-5115

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	かつ成果公開が可能である者に限る。	実証型 IoT・AI 等を活用したデジタル技術を導入するにあたり、県内に所在する事業所において、生産性向上効果の実証を試みる事業。	上限額 100 万円 下限額 10 万円(ハード事業:対象経費の 1/3、ソフト事業:対象経費の 1/2)				り追加募集を予定)実証型:随時募集	
設備貸与制度	概ね全業種	中小企業者の創業、経営基盤の強化、経営の革新、及び公害の防止に必要な機械・設備(中古品を含む)を当財団が購入し、長期かつ低利で割賦販売する制度	100 万円 1 億円 割賦損料 1.75%(一般) 1.60%(特利)				随時	経営支援課 0852-60-5113
令和 5 年度 ものづくりアドバイザー派遣事業(専門家派遣)	ものづくり産業企業 1)中小企業者(個人事業主を含む) みなし大企業を含む 2)創業者 3)ものづくり企業連携支援事業により経営計画の承認を受けたグループ	急速に進行する外的環境の変化に的確に対応していくために、県内のものづくり産業企業が QCD 向上など競争力を強化する事業活動に取り組む場合、専門家派遣により支援	一般型 上限:年間 24 時間(回数は計 6 回が上限) 所定要件を満たすことで年間 48 時間、回数は計 12 回(1 回当たりの標準所要時間は 4 時間)まで実施可能な「事業再構築型」、「プロジェクト型」有り				令和 6 年 1 月末まで	経営支援課 0852-60-5115
開発ソフトウェア・サービス販路拡大支援助成金	島根県内に事業所を有し下記を満たすこと (1)県内に開発ソフトウェアの技術開発拠点を有する企業であること (2)開発ソフトウェアを有すること	開発ソフトウェアの中期的な販売計画に基づく販路拡大に資する展示会等への出展、営業活動のための県外出張及びインターネット広告等 ただし、県内で開催される展示会等は助成対象事業から除外	150 万円(対象経費の 2 分の 1)				随時	ITOC 0852-61-2225
IT 活用サービス創出シード支援助成金 [リサーチインクキュー支援]	・県内 IT 事業者 ・県内のサービス事業者(非 IT 事業者)	新たなサービス・製品のアイデアの市場性を検討するため、市場リサーチや顧客になり得る対象へのインクキュー経費	50 万円(対象経費の 2 分の 1)				随時	(公財)しまね産業振興財団 しまねIT研究開発センター

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	但し、システム開発を県内の IT 事業者 に委託する場合に限る。 ・県内の IT 事業者とサービス事業者 で組織されるコンソーシアム等							ター(ITOC) 0852-61-2225
IT 活用サービス創出シード 支援助成金 [プロトタイプ 検証支援]	・県内 IT 事業者 ・県内のサービス事業者(非 IT 事業者)。 但し、システム開発を県内の IT 事業者 に委託する場合に限る。 ・県内の IT 事業者とサービス事業者 で組織されるコンソーシアム等	新たに開発したサービス・製品の「プロトタイプ」 を利用者に利用してもらい、顧客の反応 を検証して得られた結果を基に、当初の 事業アイデアの改良・軌道修正経費	100 万円 (対象経費の 2 分の 1)				令和 5 年 5 月 31 日まで 予算の状 況により再 公募あり	(公財)しまね産 業振興財団 しまねソフト研究開 発センター(ITOC) 0852-61-2225
IT 活用サービス創出シード 支援助成金 [サービス・製品開発支援]	・県内 IT 事業者 ・県内のサービス事業者(非 IT 事業者)。 但し、システム開発を県内の IT 事業者 に委託する場合に限る。 ・県内の IT 事業者とサービス事業者 で組織されるコンソーシアム等	既に新規顧客を獲得している新たなサ ービス・製品を本格的に市場に投入してい くにあたり必要な開発経費	300 万円(対象経費の 2 分の 1)				上記と同じ	(公財)しまね産 業振興財団 しま ねソフト研究開発セ ンター(ITOC) 0852-61-2225
試作・技術開発支援助成 金	(1) 県内の IT 事業者 (2) 県内のサービス事業者(非 IT 事業者)。但し、システム開発を 県内の IT 事業者に委託する 場合に限る (3) 県内の IT 事業者やサ ービス事業者で組織されるコンソーシアム 等	新たにマーケット創造や顧客開拓に繋がる、 IT 関連技術を用いた独創性や新規性に 富む試作・技術開発	50 万円(対象経費の 2 分の 1)				随時	ITOC 0852-61-2225

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
データ活用型サービス創出支援助成金	・県内 IT 事業者 ・県内の IT 事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム等	データ活用による新たなサービス創出を目的に行う要素技術の研究開発、システム開発、現地実証及び販路開拓などに要する経費	500万円/年(対象経費の2分の1、最大2年)				随時 申請前に 事前にご相談ください。	ITOC 0852-61-2225
営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援助成金	県内に事業所を有する機械金属、樹脂、電気および電子部品等の中小製造業者	営業代行等を行う企業または個人を活用し、県外の新規取引先発掘など企業間取引の拡大を図る事業(営業代行会社等のサービス利用料、サンプル、パンフレット等の製作費、旅費など)	1/2 以内(助成限度額:100万円)				随時	販路支援課 0852-60-5114
商社等を活用したものづくり産業販路拡大支援事業助成金	県内に事業所を有する製造業者が製造する機械金属、樹脂、電気及び電子製品部品等の卸販売や営業代行を行う商社等	製造業者が製造する製品等の販路拡大を図るために行う以下の事業(当該事業に必要な展示会・商談会出展料、装飾費、広告宣伝費等) 複数の製造業者が製造する製品の販売促進のために行う展示会出展、情報発信等の事業 複数の製造業者への受託加工や請負の受注交渉並びに複数工程の一括受注のコーディネートを行う事業 その他、複数の製造業者の取引獲得に繋がる紹介、斡旋等の事業	1/2 以内(助成限度額:300万円)				随時	販路支援課 0852-60-5114
ウェブを活用した販路拡大支援助成金	県内に事業所を有する機械金属、樹脂、電気および電子部品等の中小製造業者	ウェブやデジタル技術を活用した自社の製品や技術力の PR、営業支援ツールの導入など販路拡大のための取組(当該事業に必要な専門家謝金、広告宣伝費などの経費を助成)	1/2 以内(助成限度額:100万円)				随時	販路支援課 0852-60-5114

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
専門展示会出展助成金	県内事業者	自社製品等の販路拡大や新分野進出などを目的に行う県外で開催される展示会等(環境、福祉、住環境及び機械金属等に関する全国的な規模のものに限る。)への出展(当該事業に必要な出展料、ブース装飾費などを助成)	1/2 以内(助成限度額:30 万円) ものづくり企業連携支援事業承認を受けた企業グループでは 90 万円				随時	販路支援課 0852-60-5114
しまね海外展開支援助成金	県内に主たる事業所を有する、又は助成事業で対象とする自社製品等の生産拠点を県内に有する中小企業者等。 製造業、サービス業等業種を問いません。	以下の 6 種の事業について、必要となる経費を助成いたします。 個別の事業それぞれで申請していただく必要があります。 複数の事業について、同時に申請することが可能です。 島根県実施海外向け展示会等参加事業 海外販路開拓事業 現地市場調査等支援事業 海外進出計画策定事業 グローバル人材確保育成事業 海外拠点追加人材育成事業	島根県実施海外向け展示会等参加事業:助成率 1/2 以内 助成限度額 100 万円(助成限度額内であれば複数回申請可) 海外販路開拓事業:助成率 1/2 以内 助成限度額 100 万円 現地市場調査等支援事業:助成率 1/2 以内 助成限度額 100 万円(グループでの申請場合 200 万円) 海外進出計画策定事業:助成率 1/2 以内 助成限度額 300 万円 グローバル人材確保育成事業:助成率 1/2 以内 助成限度額 100 万円 海外拠点追加人材育成事業:助成率 1/2 以内 助成限度額 100 万円				随時(令和 6 年 2 月 29 日まで) 予算に達し次第締め切り	販路支援課 0852-60-5114

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金	県内中小企業者等	海外展開に伴う知的財産の戦略的な活用を目的に行う産業財産権に係る外国出願(当該事業に必要な外国特許庁への出願手数料などの経費を助成)	1/2 以内(助成限度額:300 万円(以下の種別毎の合計))・特許150 万円・実用新案・意匠・商標60 万円・冒認対策商標 30 万円				公募開始日 12 月 28 日 (木)	新事業支援課 0852-60-5112
オープンイノベーション推進助成金 その内枠として「チャレンジ枠」「事業化枠」「高度研究開発枠」の3本あり	調整中							新事業支援課 0852-60-5112
ものづくり産業脱炭素化促進事業助成金	県内に主たる事業所を有する中小企業者のうち、製造業を営む企業(みなし大企業を除く)	A 型:成長分野進出事業 グリーン成長分野への進出・事業拡大に資する設備投資に関する事業 B 型:生産プロセス改善事業 生産プロセス等を改善し、炭素生産性の向上に資する設備投資に関する事業 C 型:設備配置変更事業 炭素生産性の向上に資する工場内における設備の配置変更を行う事業	A 型:成長分野進出事業 10,000 千円 B 型:生産プロセス改善事業 10,000 千円 ただし、再生可能エネルギーの自家消費設備は 5,000 千円 C 型設備配置変更事業 1,000 千円				R5.5.10- R5.6.30	新事業支援課 0852-60-5112
専門人材確保推進事業費補助金	県内事業者	人材紹介手数料(成功報酬部分) A:通常枠 B:DX 人材・スタートアップ企業枠	A:1/2 以内(助成限度額:1,300 千円/人) B:2/3 以内(助成限度額:1,700 千円/人) 年度内 2 人まで対象。なお、2 人目の条件は A と同じ。				随時(令和 6 年 2 月 29 日まで) 予算に達し次第締め切り	島根県デジタル人材戦略拠点 0852-60-5104

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
専門人材(副業・兼業)確保推進事業費補助金	県内事業者	<p>県外の専門人材が、県内中小企業等の 所在場所等を実際に訪れて業務に従事 する場合に、当該企業が負担する当該人 材の移動に要する経費(交通費・宿泊費) の一部を助成</p> <p>副業の有料人材紹介会社に支払う紹 介手数料の一部を助成</p> <p>ともに下記枠あり。</p> <p>A:通常枠 B:DX人材・スタートアップ企業枠</p>	<p>A:1/2 以内(助成限度額:200 千 円)</p> <p>B:1/2 以内(助成限度額:400 千 円)</p> <p>A:最大 3 か月分(12 万円まで) B:最大 6 か月分(24 万円まで)</p>				<p>随時(令和 6 年 2 月 29 日 まで) 予算に達 し次第締め 切り</p>	<p>島根県グローバル人材戦略拠点 0852-60-5104</p>

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・商工中金

令和5年4月1日時点

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
事業再生支援貸付	事業再生緊急支援資金	法的再建手続き開始決定から認可決定までの再生事業者の方で、かつ手続申立時点で当金庫と貸出取引のある再生事業者	短期運転資金 (手形貸付、手形割引)	特に定めず	(運)1年未満	商工中金所定の利率 (担保) 短期運転資金:商業手形又は売掛金の担保提供が必要です。 長期運転資金:原則として必要です。 設備資金:融資対象物件を含め原則として必要です。			商工中金 松江支店
	事業再生安定化支援資金	・法的再建手続きの認可決定から手続き終了までの再生事業者の皆様 ・私的整理がトライインに沿って私的整理が成立した事業者の皆様	・短期運転資金(含手形割引) ・事業再生に必要な設備資金 ・再生計画の履行に必要な長期運転資金 ・再生手続終結資金	(運)10年以内(据置2年以内) (設)15年以内(据置2年以内)					
	事業再生促進支援資金	再生事業者、再生事業者に準ずる事業者等から、営業譲渡等により事業承継する事業者	事業に必要な設備資金(買取資金)	(設)15年以内(据置2年以内)					
環境配慮型経営支援貸付		環境配慮型経営にかかる第三者認証(ISO14001、エコアクション21、グリーン経営認証等)を取得した事業者の皆様	設備資金・長期運転資金	特に定めず	設備:20年以内(据置3年以内) 運転:10年以内(据置3年以内)	商工中金所定の利率			商工中金 松江支店
再チャレンジ支援貸付		過去に事業に失敗した経歴のある経営者の方で、再度事業経営にチャレンジす	事業立ち上げに再チャレンジするため必要とする設備資	特に定めず	(運)7年以内(据置1年以内) (設)15年以内(据置3	商工中金所定の利率			商工中金 松江支店

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	るため新たに開業する事業者または開業後概ね5年以内の事業者の皆様	金、長期・短期運転資金(含手形割引)		年以内) (短)1年未満(分割返済及び一括返済)				
当金庫独自の災害復旧資金	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者および間接被災事業者	既存事業設備の復旧に必要な資金	特に定めず	(運)10年以内(据置3年以内) (設)20年以内(据置3年以内)	商工中金所定の利率			商工中金 松江支店
中央会推薦貸付制度	当金庫・中央会が定める支援対象テーマに取り組む組合・組合員で、中央会から推薦されたもの	設備資金・運転資金	特に定めず	(運)10年以内(据置2年以内) (設)15年以内(据置2年以内)	商工中金所定の利率			商工中金 松江支店

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・日本政策金融公庫 中小企業事業

令和5年4月1日時点

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
新 企 業 育 成 貸 付	スタートアップ支援資金	日本の経済成長及び社会課題の解決を先導することが見込まれるスタートアップの方	設備・運転資金	直接貸付 14億4千万円	20年以内(うち据置10年以内)	特別利率(上限2.5%) 基準利率(上限2.5%)	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・無保証人	取扱期間 令和6年3月31日まで	直接貸付 (株)日本政策金融公庫松江支店 中小企業事業
	中小企業経営力強化資金	認定経営革新等支援機関の指導・助言または「中小企業の会計に関する基本要領」などの適用により、経営力の強化を図る方	設備・運転資金	直接貸付 7億2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)7年以内(うち据置2年以内)	特別利率 基準利率	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	取扱期間 令和6年3月31日まで	直接貸付 (株)日本政策金融公庫松江支店 中小企業事業
	再挑戦支援資金 (再チャレンジ支援融資)	再チャレンジする起業家の方		直接貸付 7億2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)15年以内(うち据置2年以内)	特別利率 基準利率			
	新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めておおむね7年以内の方など		直接貸付 7億2千万円	(設)20年以内(うち据置5年以内) (運)7年以内(うち据置2年以内)	特別利率 (上限2.5%)			
	女性、若者/シニア起業家支援資金	女性または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方		直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)7年以内(うち据置2年以内)	特別利率 創業後目標達成型金利 基準利率			直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所(窓口官公庁)
	新事業活動促進資金	新しい事業分野の開拓を行う方		直接貸付 7億 2千万円 代理貸付 1億 2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)7年以内(うち据置2年以内)	特別利率 基準利率-0.2% 基準利率			代理貸付 代理店窓口(ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合が代理店です)
企業活力強化貸付	企業活力強化資金	経営の近代化、合理化や下請中小企業の振興を図る方など	設備・運転資金	直接貸付 7億 2千万円 代理貸付 1億 2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)7年以内(うち据置2年以内)	特別利率 基準利率	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	取扱期間 令和6年3月31日まで	直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業 代理貸付 代理店窓口(ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合が代理店です)
	IT活用促進資金	情報化投資を行う方		直接貸付 7億 2千万円 代理貸付 1億 2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)7年以内(うち据置2年以内)	特別利率 基準利率-0.2% 基準利率			
	地域活性化・雇用促進資金	一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、地域への経済波及効果の高い事業活動に取り組む方		直接貸付 7億 2千万円 代理貸付 1億 2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)7年以内(うち据置2年以内)	特別利率 基準利率			
	海外展開・事業再編資金	海外展開や海外展開事業の再編を行う方		直接貸付 14億 4千万円 代理貸付 1億 2千万円	(設)20年以内(うち据置原則2年以内) (運)原則7年以内(うち据置原則2年以内)	特別利率(上限2.5%) 基準利率(上限2.5%)			

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所(窓口官公庁)
	事業承継・集約・活性化支援資金	事業や企業を承継・集約化する方など		直接貸付 7億 2 千万円	(設)20 年以内(うち据置 2 年以内)(運)原則 7 年以内(うち据置 2 年以内)	特別利率(上限 2.5%) 基準利率(上限 2.5%)			直接貸付(株)日本政策金融公庫松江支店 中小企業事業
	観光産業等生産性向上資金	観光に関する事業を行う方であり、かつ、事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組みを図る方		直接貸付 7億 2 千万円	(設)20 年以内(うち措置 2 年以内)(運) 7 年以内(うち措置 2 年以内)	特別利率 基準利率			
	働き方改革推進支援資金	働き方改革の推進や多様な人材の活用促進に取り組む方など		直接貸付 7億 2 千万円	(設)20 年以内(うち措置 2 年以内)(運) 7 年以内(うち措置 2 年以内)	特別利率 基準利率			
環境エネルギー対策貸付	環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や、省エネルギー設備を設置する方、産業公害防止施設などを設置する方、グリーントランスフォーメーションに取り組む方など	設備・運転資金	直接貸付 7億 2 千万円 代理貸付 1億 2 千万円	(設)20 年以内(うち据置 2 年以内)(運) 7 年以内(うち据置 2 年以内)	特別利率 基準利率 - 0.65% 基準利率	<ul style="list-style-type: none"> ・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。 	取扱期間 令和 6 年 3 月 31 日まで	直接貸付(株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業 代理貸付 代理店窓口(ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合が代理店です)
	社会環境対応施設整備資金	災害等の発生に備えて防災に資する施設などを整備する方		直接貸付 7億 2 千万円 代理貸付 1億 2 千万円	(設)20 年以内(うち据置 2 年以内)(運) 7 年以内(うち据置 2 年以内)	特別利率 基準利率			
セフテ	経営環境変化対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社	設備・運転資金	直接貸付 7億 2 千万円	(設)15 年以内(うち据置 3 年以内)	基準利率(長期運転資金)	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ	取扱期間 令和 6 年 3	直接貸付(株)日本政策金融

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所(窓口官公庁)
		会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など			(運) 8年以内(うち据置3年以内)	に限り、上限2.5%) 基準利率-0.4% (長期運転資金に限り、上限2.5%)	決めさせていただきます。 ・直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	月31日まで	公庫 松江支店 中小企業事業
	金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方		直接貸付 3億円	(設)15年以内(うち据置3年以内) (運) 8年以内(うち据置3年以内)	基準利率 (長期運転資金に限り、上限2.5%)			
	取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしている方	運転資金	直接貸付・代理貸付 1億5千万円	(運) 8年以内(うち据置3年以内)	基準利率			
企業再生貸付	事業再生・企業再建支援資金	<ア-リ-DIP>民事再生法の規定による再生手続開始の申し立てなどを行った方<レイ-DIP>民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方<企業再	設備・運転資金	直接貸付 7億2千万円	<ア-リ-DIP> 1年以内(うち据置1年以内) 一定の要件を満たす場合は、設備10年以内、運転5年以内	<ア-リ-DIP> <レイ-DIP> 基準利率(上限2.5%) <企業再建>	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	取扱期間令和6年3月31日まで	直接貸付(株)日本政策金融公庫松江支店 中小企業事業

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所(窓口官公庁)
		建>経営改善や経営再建などに取り組む方			(うち据置2年内) <レバ-DIP> (設)10年以内(うち据置2年内)(運)5年以内(うち据置2年内) <企業再建> (設)20年以内(うち据置2年内)(運)15年以内(一定の要件を満たす場合20年以内)(うち据置2年内)	基準利率(上限2.5%) 特別利率(2.5%) 特別利率(2.5%)			
新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的な売上高の減少等業況が悪化している方	設備・運転資金	直接貸付 6億円	20年以内(うち据置5年以内)	基準利率-0.9%(融資後3年間) 基準利率(融資後4年目以降)	無担保・無保証人	詳しくは右記窓口にお問い合わせください。	直接貸付(株)日本政策金融公庫松江支店 中小企業事業	

(注)融資利率について、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・日本政策金融公庫 国民生活事業

令和5年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限(据置期間)	貸付利率	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
一般貸付	事業を営むほとんどの業種の方	設備資金 及び運転 資金	4,800万円 特定設備資金: 7,200万円	設備資金:10年以内(2年以内) 特定設備資金: 20年以内(2年以内) 運転資金: 7年以内(1年以内)	基準利率	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。	随時	日本政策金融公庫 国民生活事業
丸経融資 (小規模事業者経営改善資金)	商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方	設備資金 及び運転 資金	2,000万円	設備資金:10年以内(2年以内) 運転資金: 7年以内(1年以内)	特別利率 F	無担保・無保証人	随時	商工会議所 商工会 商工会連合会
一般貸付(生活衛生貸付)	生活衛生関係の事業を営む方	設備資金	7,200万円 4億8,000万円	13年以内<うち据置期間1年以内、返済期間が7年超の場合2年以内> [一般公衆浴場業は30年以内]	基準利率 特別利率 A,B,C 一般公衆浴場業の場合は特別利率 E	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。	随時	日本政策金融公庫国民生活事業 又は各生活衛生同業組合及び県生活衛生営業指導センター
振興事業貸付	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員であって、生活衛生関係の事業を営む方	設備資金 及び運転 資金	設備資金:1億5,000万円 7億2,000万円 運転資金:5,700万円	設備資金:20年以内(2年以内) 運転資金: 7年以内(2年以内)	基準利率 特別利率 A,B,C,J	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。		日本政策金融公庫国民生活事業 又は各生活衛生同業組合及び県

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限(据置期間)	貸付利率	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
									生活衛生営業指導センター
生活衛生改善貸付		生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている方であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方	設備資金及び運転資金	2,000 万円	設備資金:10 年以内(2 年以内) 運転資金: 7 年以内(1 年以内)	特別利率 F	無担保・無保証人	随時	各生活衛生同業組合
経営環境変化対応資金(生活衛生セーフティネット貸付)<特別貸付>		振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方であって、売上が減少するなど一時的に業況が悪化している方など	運転資金	5,700 万円	8 年以内(3 年以内)	基準利率 特別利率 Q	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。	随時	日本生活金融公庫国民生活事業又は生活衛生同業組合及び県生活衛生営業指導センター
特別貸付	新企業育成貸付	新規開業資金	・新たに事業を始める方、事業開始後おおむね 7 年以内の方 ・女性、若者、シニアの方や廃業歴等があり創業に再チャレンジする方、中小会計を適用する方など	設備資金及び運転資金	7,200 万円(うち運転資金 4,800 万円)	設備資金:20 年以内(2 年以内) 運転資金: 7 年以内(2 年以内)	基準利率 特別利率 A,B,C,D	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。	日本政策金融公庫 国民生活事業
		新事業活動促進資金	経営革新計画の承認を受けた方、経営多角化、事業転換などにより、第二創業など図る方など	設備資金及び運転資金	7,200 万円(うち運転資金 4,800 万円)	設備資金:20 年以内(2 年以内) 運転資金: 7 年以内(2 年以内)	基準利率 特別利率 A,B,C,D,P		

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限(据置期間)	貸付利率	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
セ-ワ-ネット 貸付	経営環境変化対応資金	売上が減少するなど一時的に業況が悪化している方など	設備資金及び運転資金	4,800万円	設備資金:15年以内(3年以内) 運転資金:8年以内(3年以内)	基準利率 特別利率Q			
	取引企業倒産対応資金	取引企業などの倒産により経営に困難を来している方など	運転資金	別枠 3,000万円	運転資金:8年以内(3年以内)	基準利率			
企業再生 貸付	企業再建資金	取引金融機関の支援や中小企業活性化協議会の関与などにより企業の再建を図る方など	設備資金及び運転資金	7,200万円(うち運転資金4,800万円)	設備資金:20年以内(2年以内) 運転資金:15年以内(2年以内) 一定の要件を満たす場合は20年以内	基準利率 特別利率A,B,C			
企業活力 強化貸付	企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または一定の要件を満たす不動産賃貸業(注)を営む方 (注)中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に定めるまちづくり会社等または同法第42条第4項に定める民間中心市街地商業活性化事業計画の認定を受けた方	設備資金及び運転資金	7,200万円(うち運転資金4,800万円)	設備資金:20年以内(2年以内)運転資金:7年以内(2年以内)	基準利率特別利率A,B,C			

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限(据置期間)	貸付利率	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	海外展開・事業再編資金	海外展開を図る方など		7,200万円(うち運転資金4,800万円)	設備資金:20年以内(2年以内)運転資金:7年以内(2年以内)	基準利率特別利率A,B			
	ソーシャルビジネス支援資金	NPO法人、保育・介護サービス事業等を営む方、社会的課題の解決を目的とする事業を営む方など		別枠7,200万円(うち運転資金4,800万円)	設備資金:20年以内(2年以内)運転資金:7年以内(2年以内)	基準利率特別利率A,B			
	事業承継・集約・活性化支援資金	事業を承継する方など		別枠7,200万円(うち運転資金4,800万円)	設備資金:20年以内(2年以内)運転資金:7年以内。ただし、既往の公庫融資の借換を含む場合、8年以内(2年以内)	基準利率特別利率A,B			
	観光産業等生産性向上資金	観光に関する事業を営み、生産性向上に向けた取組みを図る方		7,200万円(うち運転資金4,800万円)	設備資金:20年以内(2年以内)運転資金:7年以内(2年以内)	特別利率A			
	環境・IT補償対策貸付	環境・IT補償対策資金		非化石エネルギーを導入する施設などを取得する方など	設備資金及び運転資金 7,200万円(うち運転資金4,800万円)	設備資金:20年以内(2年以内)運転資金:7年以内(2年以内)			
新型コロナウイルス感染症特別貸付		新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方	設備資金及び運転資金	別枠8,000万円	設備資金:20年以内(5年以内)運転資金:20年以内(5年以内)	基準利率 ただし、6,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%	無担保	随時	日本政策金融公庫 国民生活事業

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限(据置期間)	貸付利率	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所(窓口官公庁)
					(注)4年目以降は基準利率			
新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(新型コロナウイルス対策資本金劣後ローン)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、スタートアップ、事業再生に取り組む方、今後の事業拡大に向け新たな設備投資を実施する方など	設備資金及び運転資金	別枠7,200万円	設備資金、運転資金ともに5年1ヵ月、7年、10年、15年、20年のいずれか(期限一括返済)	ご融資後3年間は0.50% ご融資後3年経過後は、毎年直近決算の業績に応じて、2区分の利率が適用されます。	無担保・無保証人	随時	日本政策金融公庫 国民生活事業

貸付利率は、お使いみち、ご返済期間または担保の有無によって異なる利率が適用されます

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県信用保証協会

令和5年4月1日時点

名称 (取扱開始日)	融資(助成) 対象者	資金 (助成金) 用途	貸付(助成金) 限度	償還期限等	貸付利率等	保証及び担保等	申込期日	申込先
普通保証	一般的な事業資金が必要な方	設備資金 運転資金	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	20年以内	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.45 2.20%	保証人・・・必要となる場合がある 担 保・・・必要に応じ要	随時	取扱金融機関
当座貸越根保証	反復継続的、安定的に資金を必要とされる方	設備資金 運転資金	2億8,000万円	2年以内 (更新可能)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.39 1.62%	保証人・・・必要となる場合がある 担 保・・・原則5,000万円以下は不要、5,000万円超は要	随時	取扱金融機関
無担保当座貸越根保証「リト5000」	無担保にて反復継続的、安定的に資金を必要とされる方	設備資金 運転資金	5,000万円	2年以内 (更新可能)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.39 1.15%	保証人・・・必要となる場合がある 担 保・・・不要	随時 取扱期間 新規保証は 令和6年 3月31日まで	取扱金融機関
無担保・無保証人当座貸越根保証「プレミア」	無担保・無保証人にて反復継続的、安定的に資金を必要とされる方	設備資金 運転資金	2億円	2年以内 (更新可能)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.39 0.85%	保証人・・・不要 担 保・・・不要	随時	取扱金融機関
事業者カードローン当座貸越根保証	カード等を用いて反復継続的に小口資金を必要とされる方	設備資金 運転資金	2,000万円	2年以内 (更新可能)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.39 1.62%	保証人・・・必要となる場合がある 担 保・・・原則不要	随時	取扱金融機関
ビジネスカードローン当座貸越根保証「ほっと300」	カード等を用いて反復継続的に小口資金を必要とされる方	設備資金 運転資金	300万円 (創業後1年未満の方及び白色申告を行う)	2年以内 (更新可能)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.39 1.62%	保証人・・・必要となる場合がある 担 保・・・不要	随時	取扱金融機関

名称 (取扱開始日)	融資(助成) 対象者	資金 (助成金) 用途	貸付(助成金) 限度	償還期限等	貸付利率等	保証及び担保等	申込期日	申込先
			個人事業者は100万円)					
財務要件型無保証人保証「あんしん」	経営者保証を不要とする保証を希望される方	設備資金 運転資金	2億8,000万円	一括返済 2年以内 分割返済 設備10年以内 運転 7年以内 当座貸越 2年以内 (更新可能)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.39 1.62%	保証人・・・不要 担 保・・・必要に応じ要	随時	取扱金融機関
アドバンス3000保証	一般的な事業資金が早急に必要な方	設備資金 運転資金	3,000万円	1年以内	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.45 1.35%	保証人・・・不要 担 保・・・不要	随時	取扱金融機関
小口零細企業保証「グロース」	小規模企業者であって、一般的な事業資金が早急に必要な方	設備資金 運転資金	2,000万円 (既存の保証付融資残高を含め2,000万円の範囲内となる新規の保証に限る)	10年以内 期日一括返済の場合は 1年以内	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.50 2.20%	保証人・・・必要となる場合がある 担 保・・・原則不要	随時	取扱金融機関
小口保証制度「かなえ」	一般的な事業資金が早急に必要な方、カード等を用いて反復継続的に小口資金を必要とされる方	設備資金 運転資金	手貸・証貸 1,000万円 当貸 300万円	手貸・証貸 7年以内 当貸 2年以内(更新可能)	貸付利率・・・責任共有 1.80%、責任共有外 1.60% 保証料率・・・手貸・証貸 0.45 1.55%/当貸 0.39 1.55%	保証人・・・必要となる場合がある 担 保・・・不要	随時 取扱期間 令和6年3月 31日まで	商工会議所 商工会
市町村提携創業保証「創」	対象市町村に住所を有する法人又は個人であって、新たに事業を開始する具体的計画を有	設備資金 運転資金	500万円	10年以内 (据置期間1年以内)	貸付利率・・・1.55% 保証料率・・・0.91%	保証人・・・必要となる場合がある 担 保・・・不要	令和5年1月 10日から令和 6年3月31日 まで	取扱金融機関

名称 (取扱開始日)	融資(助成) 対象者	資金 (助成金) 用途	貸付(助成金) 限度	償還期限等	貸付利率等	保証及び担保等	申込期日	申込先
	する方、事業を開始して5年未満の方							
事業承継特別保証	事業承継を行う方	設備資金 運転資金	法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	10年以内 期日一括返済の場合 は 1年以内	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.45 1.90% (経営者保証コデイナーによる確認を受けた場合は 0.20 1.15%)	保証人・・・不要 担保・・・必要に応じ要	随時	取扱金融機関
伴走支援型特別保証制度	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けており、経営行動に係る計画を策定された方	設備資金 運転資金	1億円	10年以内(据置期間5年以内)一括返済の場合は1年以内	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・SN4号・5号 0.85%(国補助後、一律0.20%)/一般 0.45 2.20%(国補助後、 0.20 1.15%)	保証人・・・必要となる場合がある担保・・・必要に応じ要	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで	取扱金融機関
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	経営サポート会議や中小企業活性化協議会等の支援により	設備資金 運転資金	個人・法人 2億8,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.45 0.91%	保証人・・・必要となる場合がある	随時	取扱金融機関
事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	り作成した再生計画等に従って事業再生に取り組む方	設備資金 運転資金	組合 4億8,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内 (据置期間5年以内)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・ 0.80 1.00%(国補助後、一律0.20%)	担保・・・必要に応じ要	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで	取扱金融機関
スタートアップ創出促進保証	新たに事業を開始する具体的計画を有する法人、事業	設備資金 運転資金	3,500万円	10年以内 (据置期間1年以内)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.70 1.11%	保証人・・・不要 担保・・・不要	随時	取扱金融機関

名称 (取扱開始日)	融資(助成) 対象者	資金 (助成金) 用途	貸付(助成金) 限度	償還期限等	貸付利率等	保証及び担保等	申込期日	申込先
	を開始して5年未 満の法人							
特定社債保証 (私募債)	一定の要件(適債 基準)を備えた中 小企業者が発行す る社債(私募債)に 対して行う保証	設備資金 運転資金	社債発行限度額 5億6,000万円 保証限度額 4億5,000万円 (保証割合80%)	2年以上7年以内	貸付利率...金融機関所定 保証料率...0.45 1.90%	保証人...不要 担 保...2億円超は原則要	随時	取扱金融 機関
流動資産担保 融資保証(ABL 保証)	売掛債権及び棚卸 資産を担保とした 借入について行う 保証	設備資金 運転資金	2億5,000万円 保証限度額 2億円 (保証割合80%)	1年以内 (更新可能)	貸付利率...金融機関所定 保証料率...0.68%	保証人...必要となる場合がある 担 保...申込人の有する流動資産 (個別保証の場合は売掛債権のみ)	随時	取扱金融 機関

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・松江市

令和5年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
中小企業制 度融資 信用保証料 補給金	島根県中小企業制度融資のう ち 創業者支援資金 小規模企業育成資金 小規模企業特別資金 経営力強化支援基金 経営改善 [※] -ト資金 一般資金 の信用保証料を令和5年4月1 日から令和6年3月31日まで に支払った市内中小企業者(個 人、法人、組合等)で市税を滞納 していないもの	については、設備資金および運転 資金、借換資金	信用保証料の一括払い分または分割払いの初回分 を補給対象とする。 創業者支援資金 [補給率] 1/3 小規模企業育成資金 小規模企業特別資金 一般設備資金 経営改善 [※] -ト資金 一般資金 [補給率] 資金の用途が設備の場合は 1/3、設備お よび運転の場合は 1/3、運転の場合は 1/6、借換の場 合は 1/6 の保証料率の範囲は 責任共有制度対象外のもの 1.1%以下の部分 責任共有制度対象のもの 0.95%以下の部分 ただし、 については、資金用途が設備の場合、 又は設備及び運転の場合は 30 万円を上限とする。				令和6 年3 月31 日ま で	松江市 本庁商工企画課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
			運転資金のみの場合、または借換資金の場合は 10 万円を上限とする。					
松江市マルシェショップ事業費補助金	松江市に主たる事業所又は住所を有する者。ただし、市税を滞納していない者に限る。	中心市街地又は一部商工会管内の空店舗等に出店する事業者に対し、家賃、広告宣伝費、改修費の一部を助成する事業	家賃:1/2(一か月あたりの上限 6 万円、12 か月) 広告宣伝費:1/2(上限 20 万円) 改修費:1/2(上限 150 万円) ただし、補助総額上限 150 万円				随時	松江市 本庁商工企画課
松江市地域商業機能維持・向上支援事業補助金	松江商工会議所、まつえ北商工会、まつえ南商工会、東出雲町商工会	・買い物不便対策事業 買物困難地域において、松江市内に事業所を有する中小企業者等、又は有する予定の中小企業者等が実施する集落地店舗を整備し生活物資を販売する事業 ・移動販売・宅配支援事業 買物困難地域を含む地域において、松江市内に事業所を有する中小企業者等、又は有する予定の中小企業者等が実施する生活物資の移動販売又は宅配を実施する事業	対象経費の 1/2(上限 100 万円) (ただし、中山間地域で事業を行う場合、補助対象経費の 2/3 以内とする。)				随時	松江市 本庁商工企画課
松江市小規模企業持続化補助金	市内に事業所を有する小規模企業者	未定	対象経費の 2/3(上限 20 万円)				未定	松江市 本庁商工企画課
まつえ農水商工連携事業		[新商品開発・改良支援事業] まつえ農水商工連携事業の目的に沿っ	(1)新商品開発事業 対象経費の全額とし、同一事業者に対する同一年度				随時	松江市 本庁商工企画課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
業推進協議 会助成金	まつえ農水商工連携事業の目的に沿った連携事業を行う事業者で協議会が認めたもの。	た新商品開発又は既存商品改良であり、協議会が承認したもの。 (1)原材料購入費 (2)試作にかかる委託費 (3)パッケージ等のデザイン経費 (4)成分分析等の検査に係る経費 (5)専門家招聘に係る謝金 (6)試験販売に係る経費 (7)その他協議会が必要と認めるもの	内の助成は10万円を上限とする。 (2)商品改良事業 対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切り捨て)ただし、同一事業者に対する同一年度内の助成は10万円を上限とする。					
		[販路拡大支援事業] まつえ農水商工連携事業の目的に沿った商品の販路拡大のために展示会への出展に係る経費の支援で、協議会が承認したもの。 (1)小間料・出展料 (2)輸送経費 (3)自社の展示ブースの装飾作成に係る経費 (4)PR媒体作成に係る経費 (5)その他協議会が必要と認めるもの	補助率10分の10以内とし、1年度1事業者あたり 上限額10万円					
人材育成・ 確保支援事 業補助金	補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする 松江市内に事業所を有する中小企業者(製造業・情報通信業) 市税を滞納していない者	人材育成計画に基づいて、自社または社外で行う研修会及び改善ミーティングの育成等各種教育訓練の実施を支援する事業 慢性的な人手不足解消に向けた取り組みを支援を行う事業	補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切り捨て) ただし、50万円を上限とする				令和6 年3 月31 日まで	松江市 まつえ産業支援センター

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
設備導入支援事業補助金	<p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>松江市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者。ただし、市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあつては、市内に1年以上住所を有すること。</p> <p>市税を滞納していない者</p>	<p>工作機械等を導入する事業(先端設備等導入計画などの生産性向上が見込める計画の認定等を受けたもの)。なお、導入には公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を利用した導入を含むものとするが、リース・レンタルによる導入は含まないものとする</p>	<p>取得価格が80万円以上の工作機械等の取得に要する経費(以下「取得価額」という)</p> <p>取得価額の10%以内の額(1,000円未満切り捨て)とし、1年度1社あたり200万円を上限とする</p>				令和6年3月31日まで	松江市 まつえ産業支援センター
販路開拓支援事業補助金	<p>展示会等出展事業にあつては、次に掲げる 及び の要件を満たす事業者とし、Web 商談推進事業にあつては から までの要件を満たす事業者とする</p> <p>市内に事業所を有する中小企業者であること</p> <p>ただし、市外の事業所が中心的に事業を実施する場合を除く</p> <p>市税を滞納していない者</p> <p>製造業を主たる事業として営んでいること</p>	<p>(1)展示会等出展事業</p> <p>県外で開催される展示会に出展し、新規取引先の開拓を図る事業(物販を主たる目的とするものを除く)</p> <p>(2)Web 商談推進事業</p> <p>オンライン商談に必要な機材を整備、HP 改修、動画作成等、受注機会の増大を図る事業</p>	<p>補助対象経費の2分の1(1,000円未満切り捨て)以内</p> <p>ただし、1年度1社あたり100万円を上限とする</p> <p>ただし、Web 商談推進事業に係る補助金の交付は同一事業者につき、一回限りとする</p>				令和6年3月31日まで	松江市 まつえ産業支援センター
新製品・新分野チャレンジ	<p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする</p> <p>市内に事業所を有する製造</p>	<p>開発スタートアップ 支援事業</p> <p>ア:地域や行政の課題解決につながる試作開発</p>	<p>開発スタートアップ 支援事業</p> <p>補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切り捨て) ただし、30万円を下限とし、100万円を上</p>				令和6年3月31日	松江市 まつえ産業支援センター

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
支援事業補助金	業を主たる事業で営む中小企業者で、市税を滞納していない者 構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で構成する企業グループで、市内に事業所を有する中小企業者の構成員が市税を滞納していないもの	イ:自社の競争力強化につながる試作開発 ウ:自社のITシステムの試作開発 実用化製品化支援事業 試作開発が終わり、製品・技術そのものの付加価値を高めるための実用化製品化 新分野チャレンジ支援事業 新分野展開又は事業転換にチャレンジすることで競争力の強化を図る取組	限とする 実用化製品化支援事業 ア:開発スタートアップ支援事業のアに係る試作開発・・・補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切り捨て)ただし、300万円を上限とする イ:開発スタートアップ支援事業のイに係る試作開発・・・補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切り捨て)ただし、300万円を上限とする 新分野チャレンジ支援事業 対象経費の1/2以内の額(1,000円未満切り捨て)ただし、200万円を上限とする。				日まで	
プロジェクト外連携支援事業補助金	補助対象者は次の各号の全てに該当する者とする 市内に事業所を有する製造業を主たる事業で営む中小企業者が幹事となり、構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で構成する企業グループ 市内に事業所を有する中小企業者の構成員が市税を滞納していないもの	個社では解決困難な新製品・新技術開発、販路開拓、共同受発注、事業承継等の課題に対応するために取り組む研究、研修、勉強会等のプロジェクト外連携事業	補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切り捨て) ただし、50万円を上限とする 同一グループへの補助は、3年度を限度とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は1回とする				令和6年3月31日まで	松江市 まつえ産業支援センター

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
小規模企業 者支援事業 補助金	補助対象者は、次の各号の全て に該当する者とする。 (1)市内に事業所を有する製造 業を主たる事業で営む小規模 経営者 (2)市税を滞納していない者	設備導入支援事業 新規受注、生産性の向上及び維持等に 必要な工作機械等の取得及び更新並び に補修を行う事業	設備導入支援事業 1台あたり10万円以上の工作機械等の取得及び更 新並びに補修に要する経費 補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切 捨)とし、1年度1社あたり30万円を上限とする				令和6 年3 月31 日ま で	松江市 まつえ産業支援セ ンター
現場改善活 動支援事業 補助金	補助対象者は、次の各号の全て に該当する者とする。 (1)改善実践事業 市税を滞納していない中小企 業者のうち、松江市内に事業所 を有し、製造業に属する事業を 主たる事業として営むもの (2)感染症対策事業 市税を滞納していない中小企 業者のうち、松江市内に事業所 を有し、製造業に属する事業を 主たる事業として営むもの	(1)改善実践事業 ア 現場改善の基礎づくり事業 現場改善活動の効果的な実施及びその 定着化のための基礎的な実践の取組 イ 現場改善による付加価値向上事業 機械装置等既存設備の改造又は製造工 程の見直しにより、生産効率の向上又 は製造コストの低減を図る取組 (2)感染症対策事業 従業員の感染症予防を目的として実施 する現場の改善を図る取組	事前の改善計画の社内検討及び適切な専門家の所 見により、当該事業年度内において改善実施後の効 果が認められるもの。 (1)改善実施事業 ア 現場改善の基礎づくり事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切 捨)。ただし、1社あたり10万円を上限とする。 イ 現場改善による付加価値向上事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切 捨)。ただし、1社あたり30万円を上限とする。 (2)感染症対策事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切 捨)。ただし、1社あたり30万円を上限とする。				令和6 年3 月31 日ま で	松江市 まつえ産業支援セ ンター
IT等導入 支援事業補 助金	補助対象者は、次の各号の全て に該当する者とする。 (1)松江市内に事業所を有する 製造業に属する事業を主たる 事業として営む中小企業者 (2)市税を滞納していない者	(1)生産管理支援事業 生産工程における製品や情報など総合 的に管理するために必要なソフトウェア。 (2)製品等開発促進支援事業 製品等の開発を促進するために必要な	(1)生産管理支援事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切 捨)とする。ただし、100万円を上限とし、同一年度 内における補助対象者に対する補助は、1回を限度 とする。				令和6 年3 月31 日ま で	松江市 まつえ産業支援セ ンター

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	市税を滞納していない中小企業者のうち、松江市内に事業所を有し、製造業に属する事業を主たる事業として営むもの	<p>ソフトウェア。</p> <p>AI・IoT 等利用促進支援事業 製造現場での進捗見える化等、デジタル化を促進するために必要な IT 等を導入する事業</p> <p>なお、導入には公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を利用した導入を含むものとする。</p>	<p>(2)製品等開発促進支援事業 補助対象経費の 3 分の 1 以内の額(1,000 円未満切捨)とする。ただし、50 万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は、1 回を限度とする。</p> <p>AI・IoT 等利用促進支援 補助対象経費の 2 分の 1 以内の額(1,000 円未満切捨)とする。ただし、100 万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は、1 回を限度とする。</p>					

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・安来市

令和5年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
安来市中小企業設備貸与制度保証金補給金	市内事業所	(公財)しまね産業振興財団が実施する設備貸与制度を利用する際に支払った保証金	50万円(保証金の16%以内)				随時	安来市 (安来庁舎) やすぎ暮らし推進課
安来市中小企業融資制度保証料補給金	市指定の制度融資を受けた市内中小企業者等 ・小規模企業特別資金 ・小規模企業育成資金 ・一般資金 ・災害対策特別資金 ・災害復旧資金 ・経済変動等資金 ・セーフティネット資金 (新型コロナウイルス感染症対応枠)		信用保証料の一部を助成 ・小規模企業特別資金(信用保証料の3/7を助成) ・小規模企業育成資金(信用保証料の3/7を助成) ・一般資金(信用保証料の1/2を助成) ・災害対策特別資金 (信用保証料の3/10を助成) ・災害復旧資金 (信用保証料の1/4を助成) ・経済変動等資金 (信用保証料の10/10を助成) ・セーフティネット資金(新型コロナウイルス感染症対応枠) (信用保証料の10/10を助成) 保証料分割払いの場合は、初回支払い額について上記割合を助成 上限20万円				保証料を支払った日以降6月以内	安来市 (安来庁舎) やすぎ暮らし推進課

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・大田市

令和5年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
中小企業等 活性化総合 支援事業	大田市内に事業所等を有 する中小事業者、個人、そ の他団体等(市税を滞納し ていない者に限る)	<p>新商品開発フェスティバル 支援事業</p> <p>原材料等購入費、機械装置又は工具器具等の購入 費、試作、改良、借用又は修繕に要する経費、外注加工 費、技術指導受入れ費、検査費、研修費、旅費宿泊費(1 名分)、会場使用料、デザイン委託費、デザイン購入費その 他市長が必要と認める経費</p> <p>商品パッケージ改良支援事業</p> <p>機械装置又は工具器具等の購入費、試作、改良、借用 又は修繕に要する経費、広告宣伝費、外注加工費、技 術指導受入れ費、デザイン委託費、デザイン購入費その他 市長が特に必要と認める経費</p> <p>販路開拓支援・販売促進支援事業</p> <p>出展料、展示装飾、宣伝用印刷物のデザイン委託費、宣 伝用印刷物のデザイン購入費、出品物運搬料、旅費宿泊 費(1名分)、通販サイト立ち上げ委託費その他市長が特 に必要と認める経費</p> <p>産業財産権取得支援事業</p> <p>出願費用、弁理士費用、書類作成費、通信費、先行技 術調査費その他市長が特に必要と認める経費</p> <p>外国人市内消費拡大支援事業</p> <p>デザイン委託費、デザイン購入費、印刷製本費、翻訳費、 備品購入費、広告宣伝費その他市長が特に必要と認 める経費</p>	<p>2/3 以内、限度額 30 万円</p> <p>2/3 以内、限度額 20 万円</p> <p>2/3 以内、限度額 30 万円</p> <p>1/2 以内、限度額 10 万円</p> <p>1/2 以内、限度額 5 万円</p>				<p>年 2 回公募</p> <p>第 1 回 令和 5 年 5 月下旬 6 月下旬(予定)</p> <p>第 2 回 令和 5 年 9 月 10 月 (予定)</p> <p>随時</p>	<p>大田市役所</p> <p>産業振興部</p> <p>産業企画課</p>

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
マーケティング支援事業	大田市内に本店又は本拠を有する中小企業者、個人、団体(事業協同組合ほか)	新分野、新市場を目指したマーケティングを行うにあたり必要な経費の一部を補助する。 対象経費:市場調査委託費、専門家謝金、資料購入費、研修費、旅費宿泊費、その他市長が必要と認める経費	1/2 以内 限度額 30 万円				随時	大田市役所 産業振興部 産業企画課
ふるさと大田起業・創業支援事業	大田市内に本店又は本拠を有する中小企業者、又は個人	市内空き店舗等を活用した起業創業を支援するため。開店に必要な経費の一部を補助する。 対象経費:改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 対象エリア、その他補助条件あり。 詳しくはお問い合わせください。	1/2 以内 限度額 100 万円 (家賃は 83,000 円/月が上限。)				募集期間 5/12 6/15 予算状況により再募集を行う場合あり。	大田市役所 産業振興部 産業企画課
大田市お買い物スポット事業	大田市内に事業所を有する中小企業者、個人	商業機能低下地域において、商業機能を維持・整備し買い物環境の改善と向上に必要な経費の一部を補助する。 対象経費:改修費、建築費、建物取得費、車両購入費、家賃、広告宣伝費等 補助対象事業によって異なります。	補助対象事業によって異なります。 詳しくはお問い合わせください。				随時 予算状況により応募を終了する可能性もあります。	大田市役所 産業振興部 産業企画課
大田市事業承継支援事業	大田市内に本店又は本拠を有する中小企業者、個人	事業承継に係る必要な手続き(登記等)について司法書士等に委託した手続き代行手数料を一部補助する。	1/2 以内 限度額 5 万円				随時	大田市役所 産業振興部 産業企画課
大田市創業等信用保証料補助金	大田市内に本店又は本拠を有する個人	島根県信用保証協会が実施する市町村提携創業保証「創」を利用した市内事業者に対して、保証料を信用保証協会と市で負担し、事業者負担をゼロにする。	限度額 100 万円				随時	島根県信用保証協会

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・出雲市

令和5年4月1日時点

名称		融資（助成）対象者	資金（助成金） 用途	貸付（助成金）限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 （窓口官公庁）
出雲市中小企業 信用保証料補助金		下記の制度融資を受けた市内中小企業者 島根県制度融資小規模企業育成資金 島根県制度融資小規模企業特別資金 島根県制度融資一般設備・運転資金 島根県制度融資一般借換資金 島根県制度融資創業者支援資金 島根県制度融資経営改善長期借換資金 島根県制度融資経営力強化支援資金 島根県制度融資によるセーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対策 枠） 収益力改善伴走支援型特別資金（R5.3.1 ～）	信用保証料	保証料の当初2年分のうち次のとおり補助 0.84%以下の場合は、補助率2分の1 0.84%を超える場合は、0.42%を減じた率を 用いて算出した額 0.92%以下の場合は補助率2分の1 0.92%を超える場合は、0.46%を減じた率を 用いて算出した額 補助率2分の1（上限10万円） 全額補助 全額補助（上限30万円） 全額補助（上限30万円） 全額補助（上限30万円）				随時	出雲商工会議所 平田商工会議所 出雲商工会 斐川町商工会
出雲市地域商業等支援事業費補助金	小売店等開業支援事業	ア 一般枠	市内において小売業、飲食サービス業、 生活関連サービス業、娯楽業、宿泊業の 開店計画又は事業承継計画を有する中小 企業者又は個人。	家賃、改修費、 広告宣伝費	1,500千円 【家賃】月額100千円かつ12月分 【改修費】1,500千円 【広告宣伝費】300千円			随時	出雲商工会議所 平田商工会議所 出雲商工会 斐川町商工会
	イ 中山間地域枠	市内において、小売業に係る開店計画等 を有する会社又は個人であり、食料品・ 日用品の販売により、地域住民の買い物 不便対策に資する事業であること。	事業に必要と認 められる改修 費、備品購入 費、備品リース 料	補助対象経費の2/3以内 【補助限度額】2,000千円					

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金） 用途	貸付（助成金）限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 （窓口官公庁）
移動販売・ 宅配支援事 業	食料品・日用品の移動販売を行う中小企 業者、組合、商工会議所、商工会、商工 会連合会又は個人	ア 移動販売又 は宅配に必要な 車両及び設備の 取得費、広告宣 伝費 イ 移動販売又 は宅配の運営に 要する経費	ア 補助対象経費の 1/2 以内 （中山間地域で事業を実施する場合は 2/3 以 内） イ 1 年目 50 千円/1 台 2 年目 40 千円/1 台 3 年目 30 千円/1 台 【補助限度額】 ア 2,000 千円 イ 定額(上記参照。ただし、3 年を上限とす る。)					
商業環境整 備事業	中小企業者、組合、商工会議所、商工 会、商工会連合会、個人又は法人格を持 たない任意の団体であって組織・会計等 に関する規約を有する商店街組織	施設設備の設 置・取得・整備 に要する経費	補助対象経費の 1/2 以内【補助限度額】10,000 千円					
外国人接客 向上支援事 業	中小企業者、組合、商工会議所、商工 会、商工会連合会、個人又は法人格を持 たない任意の団体であって組織・会計等 に関する規約を有する商店街組織	店舗及び商店街 等において外国 人の誘客を促す ために必要な経 費	補助対象経費の 1/2 以内 【補助限度額】 （店舗）50 千円 （商店街等）200 千円					

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・浜田市

令和5年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
インキュベーション施設利用支援事業 補助金	市内で計画、または事務所を有するもので以下の いずれか ・創業しようとする者 ・新規事業進出者 ・創業後5年以内の者	・インキュベーション ルーム利用料金 ・電話料金 ・電気料金 ・コスト代	6万円				随時	浜田市 商工労働課 事業支援係
創業者支援資金補助金	市内での創業で、以下の融資をうける者 ・特別融資創業者支援 ・日本政策金融公庫 ・島根県信用保証協会	・利子 ・信用保証料	30万円 若者 60万円 若者:39歳以下				・融資実行 日から30 日以内	浜田市 商工労働課 事業支援係
起業等支援事業補助金	以下すべてを満たす者 ・浜田市起業等計画認定審査会において計画の認 定を受けている者 ・市内で起業または事業承継をしようとする者	・改修費 ・備品購入費 ・広告宣伝費	男性 20万円(1/2) 女性 30万円(1/2) 若者 50万円(1/2) 若者:39歳以下				事業着手の 一ヵ月前頃	浜田市 商工労働課 事業支援係
商業支援事業補助金	以下すべてを満たす者 ・浜田市起業等計画等認定審査会において計画の 認定を受けている者 ・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業 における開店計画を有する中小企業又は個人	1)小売店等開業支援 事業 改修費、備品購入費、 家賃、広告宣伝費	1) 200万円(1/2) 若者 230万円(1/2) 若者:39歳以下				事業着手の 一ヵ月前頃	浜田市 商工労働課 事業支援係
【特記事項】 5年間は事業継続するこ とが前提。5年以内の廃業 は、補助金の返還が発生す る場合がある。	以下すべてを満たす者 ・浜田市起業等計画等認定審査会において計画の 認定を受けている者	2)商業環境整備事業 設備整備に係る経費	2) 200万円(1/2) 若者 230万円(1/2) 若者:39歳以下					
	以下すべてを満たす者 ・浜田市起業等計画等認定審査会において計画の 認定を受けている者							

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	<p>・中小企業、組合、商工会議所、商工会、商工会連 合会、商店街組織</p> <p>以下すべてを満たす者</p> <p>・浜田市起業等計画等認定審査会において計画の 認定を受けている者</p> <p>・食料品、日用品の移動販売及び宅配を行う中小 企業者、組合、商工会議所、商工会連合会、商工会、 個人</p>	<p>3)移動販売支援事業 車両、備品購入費 等 運営に要する経費 (燃料費等)</p>	<p>3) 200万円(1/2) 1年目 10万円 2年目 8万円 3年目 6万円 若者 230万円(2/3) 若者:39歳以下</p>					

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・益田市

令和5年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
新事業チャレンジスタート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基本法第2条第1項各号に定める業種を市内で営む法人又は個人事業主 ・市税滞納がないこと ・島根県企業立地促進条例に規定する認定の対象でないこと 	1. 創業又は既存事業の拡大に係る事業 2. 業種転換を含む新たな事業分野の開拓に係る事業 施設・設備の改修費、備品購入費、広告宣伝費、消耗品費、その他市町が認める経費であって、事業に直接要するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の4/5以内とするが、国県等から補助金がある場合はそれを控除 ・上限:100万円 				令和5年8月31日	益田市産業支援センター
益田市商品開発・販路開拓支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓や商品開発等、新たな取り組みにチャレンジする中小企業者等 ・市内に事業所を置く法人又は個人事業者 ・市税滞納がないこと 	詳細は益田市公式ウェブサイトをご確認ください。	詳細は益田市公式ウェブサイトをご確認ください。				随時	益田市産業支援センター

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・江津市

令和5年4月1日時点

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
江津市産業活性化支援事業補助金	設備貸与制度補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に事業所を有する法人 ・市内に住所を有し、かつ事業を行う個人 	(公財)しまね産業振興財団が実施する設備貸与制度を利用する際に支払った保証金	50万円(対象経費の2分の1以内)				随時	江津市 商工観光課
	創業者支援資金補助金		島根県中小企業制度融資要綱第2条第3号の規定による創業者支援資金を利用し、当該融資に係る融資決定日の翌日から起算して1年間支払った信用保証料	20万円(対象経費の2分の1以内)					
	新規開業資金等補助金		株式会社日本政策金融公庫が行う国民生活事業による新規開業資金若しくは女性、若者/シニア起業家資金若しくは新創業融資制度による資金を利用し、当該融資に係る融資決定日の翌日から起算して1年間に償還した利子(繰上償還に係るものを除き、遅延に係るものを除く。)	20万円(対象経費の2分の1以内)					
江津市中小企業等競争力強化支援事業補助金		<ul style="list-style-type: none"> ・市内に主たる事業所又は事業所を有する中小企業者 ・市内に住所を有する個人であって、市内で新たに起業しようとする者 	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品開発・付加価値創出に要する経費 ・新規事業分野参入に要する経費 ・販路開拓に要する経費 ・キャッシュ環境整備に要する経費 ・インボイス制度対応に要する経費 ・その他市長が必要と認める事業に要する経費 	50万円(対象経費の2分の1以内)				随時	江津市 商工観光課

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・奥出雲町

令和5年4月1日時点

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
奥出雲町地域商業等支援事業	小売店等持続 化支援事業	<p>ア 一般枠</p> <p>町内において、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業又は娯楽業にかかる開店計画又は事業承継計画を有する中小企業者又は個人。</p> <p>イ 特別枠</p> <p>特別創業支援事業を受けた者、又は受けており修了前の者</p>	<p>ア 改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費</p> <p>イ 改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費、受講料、旅費</p>	<p>ア【改修費、備品購入費、備品リース料】</p> <p>補助対象経費の1/2以内</p> <p>【家賃、広告宣伝費】</p> <p>補助対象経費の1/2以内、限度額2,000千円</p> <p>(ただし、家賃は月額100千円かつ12月分を上限)</p> <p>イ【改修費、備品購入費、備品リース料】</p> <p>補助対象経費の1/2以内</p> <p>【家賃、広告宣伝費、受講料、旅費】</p> <p>補助対象経費の1/2以内</p> <p>限度額2,400千円</p> <p>(ただし家賃は月額100千円かつ12月分を上限)</p>				随時	奥出雲町 定住産業課 0854-54-2524
	買い物不便対策事業	町内において、小売業に係る開店計画または事業継承を有する会社または個人	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費	<p>【改修費、建築費、建物取得費、備品購入費】</p> <p>補助対象経費の2/3以内</p> <p>【家賃、広告宣伝費】</p> <p>補助対象経費の2/3以内、限度額10,000千円</p> <p>(ただし、家賃は月額100千円かつ12月分を上限)</p>					

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	移動販売・宅配 支援事業	町内の食料品・日用品の移動販売又は、 宅配を行う中小企業者、組合、商工会議 所、商工会、商工会連(移動販売支援事業 においては、特定非営利活動法人(NPO) も対象とする)	ア 移動販売又は、宅配に必要な車 両及び設備の取得費(20万円以 上のものに限る) イ 移動販売又は、宅配の運営に要 する燃料費、車検費用、修理費、備 品購入費(冬用タイヤ等)。ただし、年 間経費が200万円を超えること を要件とする。	ア 補助対象経費の2/3以内 限度額(NPOは1/3以内) 1台あたり2,000千円 イ 1年目100千円(NPOは50千円)/1台 2年目80千円(NPOは40千円)/1台 3年目60千円(NPOは30千円)/1台					
	商業環境整備 事業	町内の中小企業者、組合、商工会議所、商 工会、商工会連合会、個人又は法人格を 持たない任意の団体であって組織・会計 等に関する規約を有する商店街組織	施設設備の設置・取得・整備に要 する経費 ただし、土地の取得・使用・造成・ 補償に要する経費、及び中小企業 者又は個人単独の所有となる場 合は補助対象外とする。	補助対象経費の1/2以内 限度額10,000千円					
奥出雲町小規模事業 者事業継続支援事業		引き続き1年以上同一事業を営む町内 小規模事業者 小規模事業者とは 卸売業・小売業 常時使用する従業員 の数が5人以下をいう。 サービス業(宿泊業・娯楽業以外) 常時 使用する従業員の数が5人以下をいう。 サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時 使用する従業員の数が20人以下をい う。 製造業その他 常時使用する従業員 の数が20人以下をいう。	地域経済の活性化、雇用機会と地 域コミュニティ機能の維持を図るため 実施する事業継続事業 売上維持を図る事業 経費削減を図る事業 雇用維持を図る事業 その他町長が適当と認める事 業 ・備品・設備購入費 ・店舗改装費 ・修繕費 ・その他町長が認める経費	・補助対象経費の2/3以内の額 上限20万円 ・事業費総額が10万円以上				随時	

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)						
起業・創業等中小企業 制度融資信用保証料 補助金	(1) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者 (2) 前条に規定する資金の融資対象者で、町内に住所又は所在地を有し、かつ、町内で事業を営んでいる者	<p>起業・創業を支援するため、設備資金に係る信用保証料を補給する。</p> <p>商工業者の利用率が高い小口追認保証制度の設備整備に係る信用保証料を補給し、設備投資を促す。</p> <p>補助対象となる信用保証料は一括支払分又は分割支払初回分に限る。</p> <table border="1" data-bbox="801 754 1155 1050"> <thead> <tr> <th colspan="2">資金・制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島根県中小企業制度融資</td> <td>創業者支援資金</td> </tr> <tr> <td>島根県信用保証協会</td> <td>小口追認保証制度「かなえ」</td> </tr> </tbody> </table>	資金・制度		島根県中小企業制度融資	創業者支援資金	島根県信用保証協会	小口追認保証制度「かなえ」	<p>信用保証協会の信用保証を受け、補助対象者が支払った保証料に対し、その2分の1とする。</p> <p>補助対象者が同一会計年度中に受けられる補助金の上限</p> <p>【島根県中小企業制度融資】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業者支援資金 <p>20万円</p> <p>【島根県信用保証協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小口追認保証制度「かなえ」 <p>10万円</p>				随時	
資金・制度														
島根県中小企業制度融資	創業者支援資金													
島根県信用保証協会	小口追認保証制度「かなえ」													
奥出雲町小規模事業者経営改善資金利子補給金	<p>次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 町内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営む者</p> <p>(2) 町税を完納している者 町税及び町に対する債務の滞納のないこと。</p> <p>(3) この要綱の施行日以降に、奥出雲町商工会(以下「商工会」という。)の長の推</p>	<p>利子補給金の額は、融資総額のうち融資実行日の翌日から起算して10年以内の返済額を対象とする。</p>	<p>補助率 2/3</p> <p>(補助金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)</p>				随時							

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	<p>薦を受け、設備資金を目的として借り入れたπ経融資を利用した者</p> <p>設備資金の対象設備は、原則として町内事業者又は町内事業者を介しての購入若しくは施工によるもので、町内に設置されるものとする。</p>							
地域商業等重点支援事業	<p>(1)中小企業基本法に規定する中小企業者、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、農事組合法人、事業協同組合、協業組合、有限責任事業組合又は法人税を納付するその他の団体</p> <p>(2)町内に事業所等を有し、当該事業所等で補助対象事業を行う者</p> <p>(3)奥出雲町暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員と関係ない者</p> <p>(4)町税の滞納がない者</p> <p>(5)この告示による補助金の交付を受けていない者</p>	<p>π 販路拡大支援事業</p> <p>受注機会の拡大のため取り込まれる事業にかかる経費(消耗品費、印刷製本費、使用料、委託料、通信運搬費、出展料、交通費、宿泊費等)</p> <p>ι 新事業展開支援事業</p> <p>新事業展開にかかる経費(消耗品費、印刷製本費、使用料、委託料、通信運搬費、改修費、備品購入費、備品リース料等)</p> <p>υ 販売業務効率化 IT 推進支援事業</p> <p>IT 導入による販売業務効率化にかかる経費(機器導入費、システム構築費等)</p>	<p>π 補助対象経費の 1/2 以内</p> <p>補助上限額:200 千円</p> <p>補助下限額:25 千円</p> <p>ι 補助対象経費の 1/2 以内</p> <p>補助上限額:300 千円</p> <p>補助下限額:50 千円</p> <p>υ 補助対象経費の 1/2 以内</p> <p>補助上限額:200 千円</p> <p>補助下限額:25 千円</p>					

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・雲南市

令和5年4月1日時点

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
雲南市商工業活性化支援事業	店舗改装費等補助事業	市内商工業者	(A)店舗、工場などの改修、新築 雇用の改善、集客力の向上を図ることを目的とした店舗・工場などの改装改築工事及び新築工事 <市内商工業者> (B)設備の改修、購入 雇用の改善、集客力の向上を図ることを目的とした店舗・工場などにおける設備の改修及び購入	補助率(補助対象事業費) (A)1/10(補助対象事業費 50万円以上) (B)1/5 (補助対象事業費 30万円以上) 補助限度額 10万円				随時	雲南市商工振興課
	店舗家賃補助事業	市内商工業者	創業期における工場、事務所、店舗、研究所等を賃借する際の賃借料に対する助成	補助率 1/2 補助限度額 12万円(6か月以内に限定)					
雲南市中小企業信用保証料補助事業		市内商工業者	島根県が実施する島根県中小企業制度融資及び島根県信用保証協会が取り扱う小口追認保証制度「かなえ」借入の際に、島根県信用保証協会に支払った保証料を助成	補助率 10/10 補助限度額 (A)資金繰・運転資金に係る融資 10万円 (B)新規創業・設備投資に係る融資 20万円				随時	雲南市商工振興課
		中小企業信用保険法第2条第5項(セーフティネット)4号・5号もしくは同法第2条第6項(危機関連保証)による	・島根県中小企業制度融資 ・島根県信用保証協会が取扱う一般の保証融資 (一部を除く。)	補助率 10/10 補助限度額 (A)資金繰・運転資金に係る融資 20万円					

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
		る市の認定を受けた方							
雲南市地域商業等支援事業	小売店等開業支援事業	【一般枠】 小売業・サービス業の開店予定者	【一般枠】 開店または事業承継に係る初期投資費用 (改修費、建築費、物品購入費、家賃、広告宣伝費)	【一般枠】 補助率 1/2 以内 補助限度額 200 万円(ただし、家賃は月額 10 万円かつ 12 か月分を上限)				随時	雲南市商工振興課
	買い物不便対策事業	補助対象者 以下のうち、「住民の買い物不便対策に資する」「既存店舗の理解を得ている」と市町村が認めた事業者 A 飲食料品等小売業の開店予定者(事業承継を含む) B 中小企業の基準を超える飲食料品等小売業の開店予定者(開店のみ) C 事業を継続して営んでいる飲食料品等の小売業者	補助対象経費 対象者 A 改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 対象者 B 改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料 対象者 C 改修費、備品購入費、備品リース料	ソト 1/4 ハト 1/4 上限 1,000 万円					

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
移動販売・宅配支援事業	食料品等の移動販売・宅配事業を行う計画を有する又は既に行っている小売業者、商店街組織、商工団体等	A 移動販売・宅配に必要な車両及び設備の取得費 B 移動販売・宅配に必要な燃料費、車両維持費(車検代、修繕費):年間経費が20万円を超えることが要件。 C POS システム等レシ関連機器の購入又はリースに係る経費	【対象経費A】 補助率 1/2 以内 補助限度額 1台あたり200万円 【対象経費B】 定額補助 1年目10万円/1台 2年目8万円/1台 3年目6万円/1台(3年を上限とする。) 【対象経費C】 補助対象経費の1/2以内(1台あたり20万円)						
商業環境整備事業	雲南市内の組合・団体支援機関等	【一般枠】 街路灯、アーケード等、商業集積地における顧客利便性確保等のための共同利用施設整備に係る支援 【中心市街地活性化枠】 中心市街地活性化法における認定基本計画に位置づけられ、国の計画認定及び交付決定を受けている事業を支援 【地活枠】 国の商店街活性化事業で交付決定を受けている事業を支援	【一般枠】 補助率 1/2 以内 補助限度額 1,000万円 【中心市街地活性化枠】 補助率 国補助対象経費の2/9 補助限度額 6,000万円 【地活枠】 補助率 国補助対象経費の2/9 補助限度額 1,000万円						
地域流通拠点整備事業	市内において飲食料品等の仕入共同化の	施設設備の設置・取得・整備に要する経費	【一般枠】補助率 1/2 以内補助限度額 200万円						

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
		ための拠点整備計画を有する事業者							
新商品開発及び販路拡大事業補助金	新商品開発支援	市内に主たる事業所を有する中小企業者等	新商品開発調査、技術開発研究、試作品の制作、先進地視察等	補助対象経費の1/2以内(上限60万円)				6月上旬以降随時	雲南市商工振興課
	デザイン開発支援	市内に主たる事業所を有する中小企業者等	新商品のパッケージデザインの開発または改良に要する経費	補助対象経費の1/2以内(上限20万円)					
雲南市企業人材確保支援事業交付金	企業人材確保支援事業	<p>対象業種 次の1から3のいずれかに該当するもの 1.建設業2.福祉・介護事業3.製造業、宿泊産業、宿泊業</p> <p>交付申請の条件 1.市外からのUIターン者を雇入れた事業主 2.正社員として3箇月勤務させた事業主 3.入社支度金等を支給した事業主</p>	人材不足業種を営む事業主に対して、UIターンの採用時に支給された入社支度金等を助成	<p>1.交付金額:支給した入社支度金等の実費額 UIターン者1人あたり:上限10万円 子育て世帯の場合1世帯あたり:上限10万円加算</p> <p>2.人数上限:1事業主において年3人</p>				随時	雲南市商工振興課

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・飯南町

令和5年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）使途	貸付（助成金）限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
飯南町中小企業 制度融資信用保 証料補助金補助	次の条件を満たしている方 ・ 飯南町に主たる事務所または 住所を有する商工業者 ・ 飯南町の町税を完納している 者。 同一年度内に既に当該補助金 の交付を受けた者は除きます。	設備・運転資金	・ 島根県中小企業制度融資要綱別表に規定されて いる融資制度（経済変動等資金「新型コロナウイルス 感染症対応資金」を追加） ・ 島根県信用保証協会：小口追認保証制度「かな え」、フォーカス ・ セーフティネット保証4号、5号、危機関連保 証の認定を受けた融資制度 ・ 島根県信用保証協会へ支払った信用保証料の 内、60ヵ月以内の期間に相当する経費 一括支払分または分割支払初回分に限る。補助 対象経費の1/2（補助上限20万円）				融資実行日 から6ヵ月 以内	飯南町 産業振興課
飯南町小規模事 業者経営改善資 金等利子補給金	下記のいずれにも該当している こと (1) 町内に住所又は所在地を有 し、かつ、町内で事業を営んで いる者 (2) 町税を滞納していない者 (3) 飯南町商工会(以下「商工 会」という。)の長の推薦を受 け、マル経融資、新型コロナマ ル経融資及び新型コロナウイルス 感染症対応資金等の借入れを 行った者	株式会社日本政策金 融公庫の小規模事業 者経営改善資金及び 新型コロナマル経融 資（運転、設備資 金）、新型コロナウ イルス感染症対応資 金の融資を受けた事 業者に対し、その利 子の一部を補給	【マル経融資】 融資総額のうち融資実行日の翌日から起算して10 年以内の返済額を対象とし、その支払利子額に3 分の2を乗じて得た額 【新型コロナマル経融資】 設備資金：融資総額のうち融資実行日の翌日から 起算して10年以内の返済額を対象とし、その支払 利子額に10分の10を乗じて得た額 運転資金：7年以内。補助率10/10 新規受付終了 借り換え分のみ対応				年度内 随時受付	飯南町 産業振興課

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）使途	貸付（助成金）限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	(4) 新型コロナマル経融資及び 新型コロナウイルス感染症対応 資金の利用においては、直近1 月の売上高が前年又は前々年の 同期と比較して5%以上減少し ている者を対象		<p>【新型コロナウイルス感染症対応資金等】</p> <p>設備・運転資金：融資総額のうち融資実行日の翌 日から起算して10年以内の返済額を対象とし、そ の支払利子額に10分の10を乗じて得た額</p> <p>【上限】上記いずれも10万円</p> <p>(1年度あたり)</p> <p>新規受付終了</p> <p>借り換え分のみ対応</p>					

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・川本町

令和5年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
地域商業等 支援事業 (R5.4.1 改 正)	<p>「島根県地域商業等支援事業金」の条件を満たすこと。</p> <p>小売店等開業支援事業 (一般枠)</p> <p>町内において開店計画を有する中小企業又は個人 (特別枠)</p> <p>川本町内において開店計画を有する次の事業者又は個人(既に開店していても可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業競争力強化法に基づく認定市町村又は特定連携創業支援事業者から同法第2条第25項に基づく認定特定創業支援事業を受ける者又は申請時点で特定創業支援事業を受けており、修了前である者 ・特定創業支援事業を受けた者 	<p>一般枠</p> <p>開店に要する経費 改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費</p> <p>特別枠</p> <p>ア 開店に要する経費 改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費</p> <p>イ 特定創業支援等事業の受講等に必要な経費 受講料、旅費</p> <p>ウ 特定創業支援等事業の受講等の後に必要となった経費 備品購入費、備品リース料、広告宣伝費</p>	<p>一般枠</p> <p>1/2</p> <p>補助限度額 2,000 千円</p> <p>特別枠</p> <p>1/2</p> <p>補助限度額 2,400 千円</p>				随時	川本町役場 産業振興課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	<p>買い物不便対策事業 次のいずれかに該当する者</p> <p>1 川本町内において開店計画を有する会社又は個人</p> <p>2 川本町内において事業承継計画を有する中小企業者又は個人</p> <p>3 川本町内において改修・備品購入の計画を有する中小企業者又は個人</p> <p>町が次の全てに該当することを認めた計画を有する者</p> <p>1 食料品・日用品の販売により地域住民の買い物不便対策に資すること</p> <p>2 近隣の食料品等の小売店舗がある場合は、当該店舗を経営する事業者の理解を得ていること</p>	<p>買い物不便対策事業 改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費</p>	<p>買い物不便対策事業 2/3 補助限度額 10,000 千円</p>					
	<p>移動販売・宅配支援事業 食料品・日用品の移動販売又は宅配を行う事業者</p>	<p>移動販売・宅配支援事業</p> <p>1 事業に必要な車両及び備品の購入費、備品リース費(いずれも 20 万円以上のものに限る)、広告宣伝費</p> <p>2 事業運営に要する経費 燃料費、車検費用、修理費、備品購入費(20 万円未満)、備品リース料(20 万円未満) 年間経費が 20 万円超であること</p> <p>3 軽減税率及び在庫管理、売上げ分析に対応が可能な POS システム等^{レジ} 関連機器の購入又はリースにかかる経費</p>	<p>移動販売・宅配支援事業 2/3 補助限度額 2,000 千円</p>					

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	商業環境整備事業 中小企業者、組合、商工会議所、商工会、 商工会連合会、個人又は法人格を持たない 任意の団体であって組織・会計等に関 する規約を有する商店街組織	商業環境整備事業 施設整備の設置・取得・整備に要する経 費	商業環境整備事業 1/2 補助限度額 10,000 千円					
	地域流通拠点整備事業 県内において飲食料品等の仕入共同化 のための拠点整備計画を有する中小企 業者、組合、商工会議所、商工会、商工会 連合会、個人又は法人格を持たない任意 の団体であって組織・会計等に関する規 約を有する団体	地域流通拠点整備事業 施設整備の設置、取得、整備に要する経 費	地域流通拠点整備事業 1/2 補助限度額 3,000 千円					
小規模事業 者経営改善 資金利子補 給金 (H25.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に事業所を有し、同一事業を引き 続き 1 年以上営む者 ・μ経融資残高を有する者及び新たにμ 経融資を利用した者 ・新たに特別資金を利用した者 ・町税の滞納がない者 	μ 経融資又は特別資金を受けた者に対 しての利子補給金	<ul style="list-style-type: none"> ・每期 1 月から 12 月までの間の 1% の利子に相当する額 上限:5 万円 ・利子補給開始月から 5 年以内 				毎年 3 月 20 日ま で	川本町役場 産業振興課
雇用促進活 動支援 (H30.4.2)	町内に本社又は事業所を有する企業	就活イベント等への参加や雇用促進に寄与 すると認められる事業に係る経費	補助上限 100 千円/件 補助率 1/2				随時	川本町役場 産業振興課
人材育成活 動支援 (H30.4.2)	町内に本社又は事業所を有する企業	人材育成を目的とする職場環境の整備 や福利厚生の充実等に資する事業	補助上限 100 千円/件 補助率 1/2				随時	川本町役場 産業振興課

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・美郷町

令和5年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金） 限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 （窓口官公庁）
美郷町地域商工業等支援事業費補助金（商工業持続化支援事業：持続化支援枠）	<p>商工業機能の維持や異業種参入などの商工業の新たな仕組みづくりを目的とし、次の業種に該当する者。</p> <p>建設業（異業種参入の場合）、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）</p>	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料	500 千円					美郷町役場産業振興課
美郷町地域商工業等支援事業費補助金（商工業持続化支援事業：新規起業枠）	<p>美郷町内で新たに次の業種にかかる事業を実施する者とするもの。また、町外に住民票を有する者については事業完了予定日までに本町の住民基本台帳に記載されていること。</p> <p>製造業、情報通信業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、サービス業（他に分類されないもの）、特に町長が認めたもの</p>	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費	1,000 千円					美郷町役場産業振興課
美郷町地域商工業等支援事業費補助金（商工業持続化支援事業：空き家・空き店舗活用起業枠）	<p>空き家・空き店舗を活用して次の業種にかかる事業を実施する者。また、町外に住民票を有する者については事業完了予定日までに本町の住民基本台帳に記載されていること。</p> <p>製造業、情報通信業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、サービス業（他に分類されないもの）、特に町長が認めたもの</p>	改修費、建物取得費、備品購入費、家賃	2,000 千円					美郷町役場産業振興課

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金） 限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 （窓口官公庁）
美郷町地域商工業等支援事業費補助金（特産品加工支援事業）	町内の個人事業主、法人又は加工グループ等で新たな特産品の開発及び生産を行うもの。	修費、建築費、建物取得費、備品購入費、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第53条に規定する営業許可の取得に必要な経費、新商品のラベル、パッケージ作成に係る経費、細菌検査費用	1,000 千円					美郷町役場産業振興課

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
買い物不便対策事業	小売業等に係る開店計画または事業承継を有する会社または個人	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費等及び家賃	改装費・建物取得費等(ハード) 補助対象経費の2分の1以内(中山間地域で事業を行う場合、補助対象経費の3分の2以内)(限度額1,000万円) 家賃 補助対象経費の2分の1以内(中山間地域で事業を行う場合、補助対象経費の3分の2以内) 月額10万円かつ12か月上限額						邑南町 産業支援課
移動販売支援事業	食料品・日用品の移動販売を行う中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会または個人	移動販売に必要な車両及び設備費の取得費 運営に必要な経費(燃料、車検費用、修繕等)	補助対象経費の2分の1以内(限度額200万円) 定額 1年目:10万/1台 2年目:8万/1台 3年目:6万/1台					随時	邑南町 産業支援課
商業環境整備事業	土地の所有・使用・造成・補償に要する経費及び中小企業者または個人単独の所有となる場合は補助対象外	施設整備の設置・取得・整備に関する経費	補助対象経費の2分の1以内(限度額1,000万円)					随時	邑南町 産業支援課

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・津和野町

令和5年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
津和野町中小企業融資利子補給金	町内に店舗又は事業所を有する中小企業者で町税等の滞納をしていない者	一般・小規模企業特別資金及び小規模企業育成資金、創業者支援、小規模事業者経営改善	島根県中小企業制度融資要綱及び、日本政策金融公庫の小規模事業経営改善資金に規定する融資限度額と同額	貸付実行 月から5 年以内	借入利率の 2分の1と し、年1.0% を超えない もの		年度内1回 (3月頃)	津和野町商工会
津和野町緊急信用保証料補給金	町内に事業所を有する法人及び町内に住所を有する個人事業者(町税を滞納していないこと)	円安等対策資金、災害対策特別資金	借入期間5年以上の融資に対し、保証協会に支払った保証料の1/2(限度額30万円)				年2回程度	津和野町商工会
津和野町個別商業包括的支援事業補助金	新商品開発支援事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者等 (町税を滞納していないこと)	新商品開発のための設備費 新規事業展開に係る設備費	機械装置、工具器具等の購入費、リース料等 (1/2以内、限度額30万円)			随時	津和野町商工会
	産業財産権取得支援事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者等 (町税を滞納していないこと)	特許権、実用新案、商標登録、意匠権の取得にかかる費用	出願費、弁理士費、書類作成費等 (1/2以内、限度額10万円)				
	販路開拓支援事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者等 (町税を滞納していないこと)	販路開拓のための展示会・商談会の出展費	出展料、展示装飾、運送料、旅費、試食費等 (1/2以内、限度額10万円)				
	デザイン開発支援事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者等 (町税を滞納していないこと)	商品のパッケージ・ネーミングの改良・開発のためのデザイン費、リフレットのデザイン費、ホームページ作成費	デザイン委託費、コンサル料費等 (1/2以内、限度額10万円)				

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	中小企業人材育成事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者及び商店会・事業者団体等 (町税を滞納していないこと)	事業の充実・拡大のための必要な技術、知識等を取得するために開催する研修費、参加する研修活動に要する経費	講師料、研修参加費、旅費等 (1/2 以内、限度額 10 万円)					
	おもてなし改築支援事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者等 (町税を滞納していないこと)	店舗の外観や看板等津和野町のイメージアップに資する費用	店舗改装、看板設置にかかる費用 (1/2 以内、限度額 30 万円)					
	創業支援事業	・町内で、年度内に起業の予定をしている者、又は、起業の日から 6 ヶ月経過していない事業所。 ・産業競争力強化法第 114 条第 2 項第 25 項に規定する特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けた者であること。	・家賃、設備、備品購入費、その他事業所等開設に係る経費。	1/2 以内、限度額 30 万円。 (家賃は月額 5 万円かつ 12 月分を上限)					
津和野町商業等支援事業補助金	小売店等持続化支援事業	一般枠 町内において、開店計画又は事業承継計画を有する中小企業者又は個人。 特別枠 町内において開店計画を有する中小企業者又は個人のうち、認定特定創業支援等事業を受ける者。	改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 ア 開店に要する経費改修費 備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 イ 特定創業支援等事業の受講等に必要経費、受講料、旅費	【改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費】 補助対象経費の 1/2 以内 (ただし、家賃は月額 100 千円かつ 12 月分を上限) 限度額: 2,000 千円 2,400 千円			随時	津和野町商工観光課	

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
		リ 特定創業支援等事業 の受講等の後に必要と なった経費、備品購入 費、備品リース料、広告宣伝 費						
買い物不便 対策事業	町内において、小売業に係る開店計画 を有する会社又は個人。 町長が津和野町産業振興審議会の意見 を聴いて指定した者等。	改修費、建築費、建物取 得費、備品購入費、備品リ ース料、家賃、広告宣伝費	【改修費、建築費、建物取得費、備 品購入費、備品リース料、家賃、広告 宣伝費】 補助対象経費の 1/2 以内 限度額:10,000 千円(ただし、家 賃は月額 100 千円かつ 12 月分を 上限とする。)					
移動販売・宅 配支援事業	食料品・日用品の移動販売又は宅配を 行う中小企業者、組合、商工会議所、商 工会、商工連合会又は個人	移動販売又は宅配に 必要な車両及び備品の 購入費、備品リース料、広告 宣伝費 移動販売又は宅配の 運営に要する経費 軽減税率及び在庫管 理、売り上げ分析に対応 が可能な POS システム等レ ジ関連機器の購入又はリ ースに係る経費	補助対象経費の 1/2 以内 次の金額以内 1 年目 100 千円/1 台 2 年目 80 千円/1 台 3 年目 60 千円/1 台 補助対象経費の 1/2 以内 限度額: 1 台あたり 2,000 千円 定額(左記参照。ただし、3 年を 上限。) 1 台あたり 200 千円					
商業環境整 備事業	町内の中小企業者、組合、商工会議所、 商工会、商工会連合会、個人又は法人格 を持たない任意の団体であって組織・	施設設備の設置・取得・ 整備に要する経費	補助対象経費の 1/2 以内 限度額:10,000 千円					

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
		会計等に関する規約を有する商店街組織							
	地域流通拠点整備事業	町内において飲食料品等の仕入共同化のための拠点整備計画を有する中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会、個人又は法人格を持たない任意の団体であって組織・会計等に関する規約を有する団体	施設設備の設置・取得・整備に要する経費	補助対象経費の1/2以内 限度額:3,000千円					
産業振興のための固定資産税減免措置	津和野町に主たる事業所を設置する法人及び町内に住所を有する個人	施設の新設、増設、改修に係る費用(一定の要件あり)	投資金額により補助率に変動あり 2000万円以上 100%減免 1,500万円 2,000万円 75%減免 1,000万円 1500万円 50%減免					随時	津和野町商工観光課
事業承継支援	親族による事業承継を支援 町内に本社、支店が所在、町内で5年以上の商工業の実績がある、申請後10年以内に事業承継を行う意思があるなど	事業承継に要する経費	10万円/月(夫婦による承継は12万円/月) *2年間を限度とする					随時	津和野町商工観光課
	地域おこし協力隊による事業承継支援 町内に本社、支店所在地がある、現に商工業の実績がある、親族に後継者がいないなど	事業承継に要する経費	地域おこし協力隊による支援					随時	津和野町商工観光課
	町内の事業承継を支援する集落支援員1名を町で雇用し、商工会との連携による事業承継に係る調査、相談、関係機関との連携支援等にあたる。	事業承継に要する経費	集落支援員による支援					随時	津和野町商工観光課

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・吉賀町

令和5年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
吉賀町小規模事業者経営改善資金 利子補給金	株式会社日本政策金融公庫による小規模事業者経営改善資金の運転資金の融資を受けた小規模事業者のうち、町内に店舗及び事業所を有する者	株式会社日本政策金融公庫による小規模事業者経営改善資金の運転資金	補給金の限度額は年5万円とする。	補給金の年限は貸付実行の日から3年間とする(元金据え置き期間を含む。)	毎年4月1日からその翌年3月31日までの間に公庫へ支払った μ 経融資に係る約定利息(遅延延滞金は除く。)の2分の1以内(1,000未満の端数は切り捨て)		令和6年 3月31日	吉賀町産業課 (吉賀町商工会を經由して申込)
吉賀町中小企業設備貸与保証金補助金	公益財団法人しまね財団の設備貸与制度により設備整備を行う際、保証金を一括で支払い、町内に店舗及び事業所を有する中小企業者のうち町税等を滞納していない者	公益財団法人しまね産業振興財団の設備貸与制度	限度額は20万円/件とする。		支払った保証金の2分の1以内(1,000円未満の端数は切り捨て)		令和6年 3月31日	吉賀町産業課
吉賀町中小企業育成資金利子補給	中小企業信用保険の適応業種を営む中小企業者で町税を滞納していない者	設備資金	融資元金が1会計年度2億円とし、累計額6億円を超えない範囲 1企業者に対する対象元金限度額1千万円	貸付実行日から3年内	年度ごとの融資残額の年4%以内で、対象者が支払う利息の1/2		令和6年 3月31日	吉賀町産業課 (吉賀町商工会を經由して申込)
吉賀町緊急信用保証料補給金	町内に事業所を有する法人及び個人事業者	(1)経営改善長期借換資金、創業者支援資金、セーフティ資金、収益力改善伴走支援型特別資金(新型コロナウイルス感染症対応枠)、経営改善 μ ト資金	(1)借入れ期間5年以上の融資に対し、保証協会に支払った保証料の1/2(限度額20万)				令和6年 3月31日	吉賀町産業課 (吉賀町商工会を經由して申込)

令和5年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・隠岐の島町

令和5年4月1日時点

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
隠岐の島町地域商業等支援事業費補助金	小売店等開業 支援事業 (一般枠)	開店・開業予定者	初期費用(改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費)	補助率 1/2 上限額 計 50 万円(家賃は月額 40,000 円かつ 12 月分が上限)					隠岐の島町 商工観光課
	小売店等開業 支援事業(空き 家活用特別枠)	他者所有の空き家 を活用した、開店・ 開業予定者	初期費用(改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費)	補助率 1/2 上限額 計 100 万円(家賃は月額 80,000 円か つ 12 月分が上限)					
	小売店等開業 支援事業(飲食 店特別枠)	西郷港周辺区域で の飲食店の開店予 定者	初期費用(改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費)	補助率 1/2 上限額 計 100 万円(家賃は月額 80,000 円か つ 12 月分が上限)					
	買い物不便対 策事業	現に食料品店を営 む者。(大企業小売 店舗は除く。)	改修費 備品購入費 備品リース料	補助率 1/2、上限 100 万円					
	移動販売・宅配 支援事業	食料品・日用品の 移動販売および宅 配を行う小売業者	車両および備品購入費 (200,000 円以上) 広告宣伝費 (車両、備品の購入費を申請する場合のみ) 燃料費、修理費、備品購入費(20,000 円未満)	、 補助率 1/2、上限 400 万円 定額、1 年目 10 万円・2 年目 8 万円・3 年目 6 万円					